

令和5年第3回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和5年2月22日第3回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の出席議員（ 16 名 ）

1 番	高 橋 利 枝	2 番	齋 藤 光 春
3 番	佐々木 正 勝	4 番	宮 崎 信 一
5 番	齋 藤 雄 史	6 番	齋 藤 聡
7 番	菊 地 衛	8 番	齋 藤 進
9 番	佐々木 平 嗣	10 番	小 川 正 文
11 番	佐々木 孝 二	12 番	佐 藤 直 哉
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	森 鉄 也	16 番	伊 藤 竹 文

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿 部 和 久	次 長	加 藤 潤
班長兼副主幹	今 野 真 深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
総 務 部 長 （危機管理監）	佐々木 俊 孝	企 画 調 整 部 長 （地方創生政策監）	佐 藤 喜 仁
市 民 福 祉 部 長	須 田 美 奈	農 林 水 産 部 長	池 田 智 成

建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和5年2月22日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政運営の基本方針説明及び市政報告
- 第4 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 議案第4号 にかほ市個人情報保護法施行条例制定について
- 第6 議案第5号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第6号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第7号 にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第8号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第9号 にかほ市公契約基本条例制定について
- 第11 議案第10号 にかほ市公共施設等総合管理基金条例制定について
- 第12 議案第11号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第12号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第13号 にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第14号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第15号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第16号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第17号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第18号 にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第19号 にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第20号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第21号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて

- 第23 議案第22号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第24 議案第23号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）について
- 第25 議案第24号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）
について
- 第26 議案第25号 令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）
について
- 第27 議案第26号 令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第28 議案第27号 令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第28号 令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第30 議案第29号 令和5年度にかほ市一般会計予算について
- 第31 議案第30号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第32 議案第31号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第33 議案第32号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第34 議案第33号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第35 議案第34号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第36 議案第35号 令和5年度にかほ市水道事業会計予算について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和5年第3回にかほ市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、1番高橋利枝議員、2番齋藤光春議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長より報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営副委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。去る2月15日、議会運営委員会を開催しまして、3月定例会、そのほかについて協議いたしましたので、内容を報告いたします。

3月定例会への提出案件は、議案が33件で、内訳は、人事案件1件、条例の制定及び改正が17件、単行議案2件、補正予算6件、新年度当初予算7件となっています。陳情は5件で、そのうち1件は継続審査の案件です。また、一般質問は7人となっております。

議案のうち、議案第3号は人事案件ですので、申し合わせにより初日の本日、質疑、討論、採決を行います。

次に、会期日程についてご報告いたします。お手元の日程案をご覧ください。

会期日程は、本日2月22日から3月20日までの27日間といたします。本日の本会議の後、2月24日から3月2日まで議案調査日といたしまして、3日に会派代表質問、6日、7日に一般質問を行います。一質問の質問者の人数は、6日が4人、7日が3人といたします。その後、3月8日は議案調査日とし、9日に議案質疑、議案付託及び予算特別委員会設置を行い、9日から17日まで委員会を行います。なお、3月14日については、各小学校の卒業式が午前中に行われますので、関係委員長等出席の関係する委員会においては、調整願います。最終日は3月20日とし、本会議において討論、採決を行うことといたします。そのほかといたしまして、次のとおりご報告いたします。

本日、本会議終了後、正副議長、正副委員長会議を開催いたします。

会派代表質問の通告締め切りは2月24日正午、同日午後3時から会派代表者会議を開催いたします。

議案質疑の通告締め切りは3月7日午前9時といたします。

3月7日、本会議終了後に広報広聴委員会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染対策についてご報告します。

議員の議場内での発言は、マスクを着用したまま演壇で行うことを議会運営委員会で決定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、会期を通じて説明員として出席する課長職については、所管の案件に関する質問、答弁が終了した後、休憩を機に退席することを認めることとしますのでご報告いたします。以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月20日までの27日間に決定いたしました。

次に、議案の付託についてお諮りします。

議会運営委員長の報告のとおり、議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日、提案理由の説明終了後、本会議にて質疑、討論、採決を行います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政運営の基本方針説明及び市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

本日からの3月定例会について、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、新年度の市政運営の基本方針について申し上げさせていただきます。

初めに、令和5年度の財政見通しについてであります。

国の令和5年度の地方財政計画において、地方交付税は令和4年度に比較して3,073億円増の1兆3,611億円とされており、臨時財政対策債などを加えた一般財源の総額は1兆1,900億円増の65兆535億円となっております。

本市においては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費の予算額は約65億3,000万円で、歳出総額の40.8%と高い割合を占めております。

歳入面では、コロナ禍の長期化に加え、原油価格・物価の高騰の中ではありますが、市税は緩やかな回復傾向が見られます。しかし、中・長期的には人口減による影響は避けられず、臨時財政対策債の発行抑制により、実質的交付税の増加も見込めないことから、より一層、効率的で効果的な財政運営が求められております。

ウイズコロナに向けた新たな段階への移行が進められる中、重要課題である人口減少の抑制や地域活力の維持増進、そして市民福祉の向上を目指し、常に多角的な視野をもち、発想の転換と創意工夫による事業の新陳代謝を図りながら、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、令和5年度予算についてであります。

令和5年度の一般会計当初予算は、「第2次にかほ市総合発展計画」や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進と公約の実現のための事業を軸に予算配分をし、総額を159億9,000万円と決めました。

歳入面では、市税を令和4年度決算見込みと同程度の27億5,358万8,000円、地方交付税は前年度同額の52億2,500万円を見込み、交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、前年度比9,210万1,000円、60.2%の減となる6,098万円を計上しております。

寄附金については、総じて順調に推移しているとして、令和4年度決算見込みと同程度の9億円を計上しております。

市債の発行については、総額11億498万円のうち、過疎対策事業債は、旧上浜小学校利活用事業や図書館「こびあ」大規模改修事業など22事業について合わせて3億1,760万円を予定し、合併特例債は象潟大竹線道路整備事業や天ヶ町・堺田2号線歩道整備事業など5事業について合わせて2億4,450万円を予定し、防災行政無線強靱化事業については緊急防災・減災事業債を3億9,100万円予定しております。

歳出では、義務的経費のうち、人件費は前年度比4.3%増の26億639万1,000円、扶助費は少子化による児童手当の減などにより1.6%減の22億8,767万6,000円、公債費は消防救急デジタル無線整備事業に係る市債の償還終了などにより4.9%減の16億3,643万8,000円となっております。

また、投資的経費は、社会資本整備総合交付金事業による道路整備事業や防災行政無線強靱化事業、旧上浜小学校利活用事業、スケートパーク整備事業など、合わせて20.0%増の17億8,110万8,000円となっております。

令和5年度の一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は221億3,107万7,000円で、前年度と比較して5億8,081万8,000円、2.7%の増となっております。

次に、公約並びに総合発展計画に基づく、新年度の主な施策について申し上げたいと思います。

「快適に暮らせるまち」についてであります。

初めに、災害に強いまちづくりについてであります。

防災体制の充実・強化のため、老朽化した防災行政無線設備を更新する「防災行政無線強靱化事業」を昨年に引き続き推進いたします。

令和5年度に仁賀保地域、金浦地域の同報系無線の設備更新を予定しており、有事における情報伝達の強化を進めてまいります。

次に、環境にやさしいまちづくりについてであります。

令和3年度に、令和4年度から令和18年度までを計画期間とする「にかほ市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、ごみ処理の課題の一つとされる、ごみ有料化について検討を進めてまいります。

廃棄物の処理費は年々増加し、ごみの減量化や受益者負担の公平性の確保など、廃棄物に対する意識の向上を図るため、令和5年度において持ち込み手数料の見直し及びごみ袋の有料化の導入などについて検討してまいります。合わせてごみ袋の実用性の向上を目指し、材質や形状等の見直しも検討してまいります。

象潟斎場の動物炉については、大切なペットの火葬の場として毎年120件を超えて利用されており、動物愛護の観点からも大変重要な施設であります。しかしながら、燃料費や電力使用料の価格高騰が続いており、動物炉使用料について適正な使用料への改定が必要と判断し、関係条例改正案を今定例会に提出しております。

次に、交通ネットワークの整備についてであります。

幹線道路の整備については、旧町間を結ぶ「象潟大竹線」の早期完成を目指すとともに、「象潟前川線」については、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業等の進捗を見極めながら計画的に整備を実施するため、詳細設計業務に着手します。

次に、「若者支援住宅」の整備についてであります。

近年の本市の人口動態は、転入者数を転出者数が上回る社会減の状況が依然として続いております。その転出先の半数近くが県内他市町で、そのうちの約50%が隣接自治体という状況に加え、県内転出者の約7割が39歳以下の若年層が占めており、このような状況を見過ごすわけにはいきません。

本市において、単身あるいは少人数世帯向け賃貸住宅が不足している状況に変化はなく、このような現状を踏まえると、若者福祉の向上を図り、自立を後押しするための若者支援住宅の整備は必要不可欠であると考えております。

日銀の長期金利の見直しによる事業費総額の増加が将来的な財政負担に与える影響を考慮し、現行計画を見直すこととしておりますが、国の交付金などの財源を確保するとともに、整備内容についても検討・調整を進めてまいります。

次に、快適な生活環境づくりについてであります。

住宅リフォーム推進事業については、住宅投資による地域経済の活性化や、子育て世帯の経済的負担の軽減による居住環境の向上を図るため、事業を継続してまいります。

空き家の利活用については、空き家の所有者等に対して、空き家情報登録制度の周知を図るとともに、移住ポータルサイト「にかほ一む」の空き家情報の内容を充実させてまいります。

令和5年度には、移住リエゾンが空き家利活用の「相談窓口」を新たに開設し、移住者等への住居支援を強化してまいります。

続いて、「子育てしやすいまち」についてであります。

初めに、若い世代の希望実現についてであります。

結婚支援施策の一つである「一年成婚サポート事業」については、申込者が交際へと繋がっている実績があることから、結婚を望む市民に対する支援として、事業を継続してまいります。

また、令和5年度には、国の少子化対策交付金を活用し、結婚に伴う住宅の取得や住宅リフォーム、引越しなど、新婚世帯の新生活のスタートアップに必要な費用の一部を助成する結婚新生活支援事業に取り組みます。

結婚や出産に踏み切れない理由の一つとされている経済面への支援を行うことにより新婚世帯の負担軽減を図り、婚姻数の増加に繋げていきたいと考えております。

次に、子育て環境の充実についてであります。

女性のHPVワクチン接種については、接種を逃した方のための接種、いわゆるキャッチアップ接種を今年度より開始しており、さらに令和5年度からは定期接種に9価ワクチンも追加となります。

また、令和5年度から、市の任意予防接種として、新たに男性のHPVワクチン接種を実施します。

HPVワクチン接種は男性に多い咽頭がん、直腸がん等の予防に効果があるとされるほか、男性がHPVに感染することを防ぎ、男女間でのウイルスの往来を防ぐことで子宮頸がん罹患する女性の減少に繋がります。

任意接種として男性に承認されているHPV4価ワクチンを女性のHPVワクチン接種の年齢にあわせ12歳から25歳を対象に全額助成により実施し、発症予防に繋げてまいります。

次に、保育サービスの充実についてであります。

病児保育事業については、保育園等において在園児が体調を崩したときに、保護者が迎えに来るまでに看護師が看護する「体調不良児対応型」と、病気の回復期にはあるが集団での保育は難しい状態にある児童を預かる「病後児対応型」を実施しています。保護者の就労環境のさらなる充実を図るため、病気の回復期には至らない児童を預かる「病児対応型」の実施について、令和6年度の開設に向け関係機関と調整してまいります。

次に、子どもたちのスポーツ活動の充実についてであります。

多目的屋内運動場「エスパーク★にかほ」は、令和3年のオープン以来、多くの方々からご利用いただき、特にキッズルームは市内外の家族連れから大変好評を得ております。今後も親子で楽しく運動できる機会を提供してまいります。

また、「NPO法人BSスポーツクラブにかほ」と連携した各種活動を展開し、幼児・児童期の体力づくりを充実してまいります。

続いて、「高齢者が元気なまち」についてであります。

初めに、高齢者の生活支援についてであります。

地域における高齢者の見守り体制を強化するため、「高齢者等声かけ見守り巡回事業」や「安心生活見守り支援事業」などを継続してまいります。

また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を目的として、防災あんしんメールを活用した認知症等高齢者SOSネットワーク事業や、QRコード付きシールの普及を促進し、地域における高齢者の見守り体制の強化を図ってまいります。

次に、介護保険単独保険者化についてであります。

本荘由利広域市町村圏組合の解散に向けた協議に伴い、令和7年度中の介護保険単独保険者化について、由利本荘市と作業内容、時期等の検討を重ねております。

令和5年度は、システム分離構築作業のほか、令和6年度を始期とする「第9期介護保険事業計画」の策定など、単独保険者化に向けた準備を進めてまいります。

続いて、「若者に魅力のあるまち」についてであります。

初めに、地元定着の推進についてであります。

小学校から高校生までの各年代に合わせた職場見学や企業説明会等のイベント開催、学生や保護者、教員等が地元企業の魅力に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、市内中小企業を対象に、求人活動に要する費用を一部補助する「中小企業等人材確保支援事業費補助金」のほか「人材獲得のノウハウを学ぶセミナー」などを開催し、若者の採用に積極的な企業を引き続き支援してまいります。

さらに、若年就業者を対象にコミュニケーションスキルやモチベーションの向上に繋がるセミナーを開催し、若者の地元定着の促進を図ります。

次に、にかほの魅力発信についてであります。

大手出版社による住みよさランキングなどで高評価を得ている本市の魅力について、移住希望者などに十分届くよう情報発信力を強化します。

移住定住施策につきましては、移住希望者と本市を橋渡しする「移住リエゾン」の活動が本市最大の強みとなっております。SNSでの情報発信や移住定住イベントの企画、相談活動などを通して、移住希望者や移住者に幅広く寄り添いながら本市の魅力を発信してまいります。

また、移住された若者世帯の定住を図るために、新婚世帯や若者夫婦、子育て世帯に対する家賃補助支援を継続するとともに、移住・Uターンにより地元就職した若者にも家賃補助を行うなど、ライフステージに応じた住居支援策の充実を図りながら定住に結び付けてまいります。

続いて、「人と文化が豊かなまち」についてであります。

初めに、公園の整備についてであります。

サイエンスパーク内の「ふわふわドーム」は、大規模改修工事を終え、施設内容を充実させた上で3月下旬から利用開始予定としております。多く子どもたちから利用していただき、楽しんでいただける施設になるものと考えております。

竹嶋潟エリアに整備中の「竹嶋潟スケートパーク」については、令和5年4月上旬にオープン予定であります。競技スポーツ施設のみならず、若者の新たな集いの場、若者文化の発信の拠点となることを願っております。

また、令和4年度にスケートパーク整備に係るクラウドファンディング型ふるさと納税で募った寄付金を活用し、令和5年度に施設の拡充と充実を図るほか、今後の同施設の管理運営費にも充てさせていただき予定であります。ご寄付をいただいた多くの皆様のご期待に応え、利用者から喜んでいただける施設になるよう努めてまいります。

次に、みんなが楽しめるスポーツの振興についてであります。

生涯スポーツの振興については、ブラウブリッツ秋田との健幸プロジェクト連携事業における運動や栄養、健康チェックなどの各種教室や、Jリーグ公式戦の観戦を兼ねた健幸バスツアーなど、ふだん運動不足の方も気軽に参加できるような多彩なメニューを計画し、実施してまいります。

また、市民がスポーツに親しむきっかけづくりとして、BSスポーツクラブや市スポーツ協会、スポーツ推進委員と連携し、「スポレク祭」などの体験型イベントを開催します。

競技スポーツの推進については、地区予選を勝ち抜き、全国大会へ出場する選手などへの支援のほか、スポーツ施設を快適かつ安全に利用できるよう金浦体育館、仁賀保体育館、象潟グラウンドの照明LED化などを実施します。

また、オリンピック・パラリンピックレガシー事業として、リベリア共和国とのオンラインによるスポーツ交流を継続するとともに、令和5年4月上旬にオープン予定の竹嶋潟スケートパークにおいては、地元愛好家などとともに、気軽に体験できる機会を提供し、健康増進や交流のきっかけづくりに取り組んでまいります。

金浦B&G海洋センター艇庫施設については、老朽化が著しいことから、引き続き建て替えに向けた調査、検討を進め、競技スポーツの普及や推進だけでなく、多様な学習機会の提供や憩いの場となるよう、多機能型の艇庫施設の整備を目指してまいります。

続いて、「稼ぐ力が強いまち」についてであります。

初めに、稼ぐ農林業の育成についてであります。

農業については、地域農業の中心となる担い手と新規就農者の育成・確保に努めるとともに、稲作と高収益作物の複合化に必要な機械・設備の導入事業等への支援を継続してまいります。

また、生産力向上と持続性確保の両立を図るため、環境保全型スマート農業の可能性を探り、同時に生物多様性に配慮する取り組みも進めてまいります。

令和4年、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年3月までに、地域における将来の農業の在り方や農地の担い手と集積の方針を示す「地域計画」を策定することが義務付けられました。

本市では、旧小学校単位を中心とした地域で「地域計画」を策定する予定であり、先月下旬にJA秋田しんせいと共同で「にかほ市地域農業者協議会」を設立し、来年度は地域での話し合いを中心に進めてまいります。

林業については、生産性向上と生産力強化のため、新たな林道開設事業への支援のほか、森林経営管理制度事業を推進し、民有林の適正管理を促します。

また、森林環境譲与税財源や県の水と緑の森づくり税事業を活用し、林道の維持管理及び松くい虫の被害木処理を強化してまいります。

次に、資源を活用した水産業の振興についてであります。

アワビの種苗放流など「つくり育てる漁業」を引き続き推進し、漁港施設の機能保全・強化事業への支援や海底耕耘など生産基盤の整備に努めるほか、「にかほ本ずわい」のさらなる知名度と付加価値の向上を図りながら市場開拓などに取り組んでまいります。

また、水産業活性化支援事業を拡充し、水産物の販路拡大や所得向上を図るとともに、後継者対策と漁業の魅力発信事業を支援してまいります。

次に、魅力ある商業・サービス業づくりについてであります。

小規模事業者の大きな課題である事業主の高齢化や事業継承について、「経営発達支援計画」に基づいて商工会が実施する伴走型支援を引き続き後押ししてまいります。

また、小規模事業者が取り組む、経営の持続化に向けた販路拡大や情報発信力を強化するための設備投資等を引き続き支援します。

さらに、ウェブやオンラインを活用した商店・商店街のPRや、各活動組織が独自に行うワークショップなどを支援する「商店街活性化支援事業」を継続してまいります。

次に、魅力ある企業づくりについてであります。

基幹産業である製造業の競争力を強化するため、DX推進による中小企業の経営革新や生産性向上等への取り組みのほか、昨今注目を集める「ESG投資」を意識した取り組みに対しても、ハード、ソフトの両面から支援を行います。

ハード面では、企業立地促進条例に基づく設備投資助成等の奨励措置や、国の先端設備等導入計画制度による税制支援等を継続します。

ソフト面では、デジタル技術活用などの各種研修の実施や、新分野や成長産業の開拓に向けた認証取得等への支援を継続し、また、市内の企業を巡回して情報を収集する「企業活性化アドバイザー」と連携しながら、企業が抱える課題を共有し、専門機関に橋渡しするなど改善に向けて取り組んでまいります。

さらに、市内の製造業で就労する外国人技能実習生が安心して働き続けられるよう、交流事業など、側面からのサポートを継続します。

起業・創業への支援については、商工会と連携したセミナーの開催や設備助成等を継続してまいります。

次に、多種多様な企業立地の支援についてであります。

地方へ立地を希望する企業や業態の多様化が進んでいることから、本市の企業誘致活動は、企業

ニーズに応じたオーダーメイド型で進めております。最適な立地を提案できるよう、候補地の選定、造成費や支障物件などの調査を行ったり、企業のニーズに速やかに対応できるよう進めてまいります。

また、象潟新産業支援センターを改修し、通信環境が整ったレンタルオフィスやシェアオフィスを整備し、テレワークやサテライトオフィスの受け皿とするなど、多様な働き方に対応するため企業誘致活動の取り組みを推進してまいります。

次に、観光客の受け入れについてであります。

鳥海山を核としたアウトドア活動の中核的な施設として株式会社モンベルとの「拠点施設整備に関する協定」により工事を進めているアウトドア拠点施設については、令和5年度末のオープンに向けて、本体建設工事や関連する工事等に着手しており、管理運営方法等につきましても協議を深めているところであります。

なお、今後発注予定の第2工区造成工事や建物の付帯工事等に係る補正予算案を今定例会に提出し、繰り越しした上で工事を進める計画としております。

また、AR技術の活用による宣伝・誘客や、秋田県と連携した観光DX事業の取り組みを進め、デジタル技術を取り込んだ事業を進めながら、本市やジオパークの知名度向上に努めてまいります。

次に、広域連携による観光振興についてであります。

昨今の旅行スタイルが大きく変化しております。特に自然や体験などを楽しむニーズの高まりから、鳥海山を核としたアウトドアアクティビティを楽しみながらの観光コンテンツの造成を進めております。誰もが楽しめる内容や運用について、検証のためのモニターツアーの実施、隣接自治体や、旅行会社などと連携した鳥海山を核とした広域周遊ルートの構築に取り組んでまいります。

また、鳥海山・飛鳥ジオパークについては、世界ジオパークの令和8年の認定に向け、構成自治体との緊密な連携や取り組みの強化を図るとともに、教育や観光など多様な分野でのジオパーク活動を推進してまいります。

次に、通年型観光プログラムによる誘客についてであります。

県内有数のインフルエンサーとしても注目されている「超神ネイガー」の知名度を生かした観光プロモーションについては、市内・県内のみならず、今後は県外へも活動の幅を広げ、年間を通じて本市の魅力発信を図り、誘客へと繋げてまいります。

また近年、アウトドアでの体験型観光が志向され、自然豊かな地域に注目が集まっております。一部の愛好家に限らない幅広い旅行者が、四季を通じて豊かな自然を楽しめるエコツアーやアウトドアイベントの企画運営を実施してまいります。

続いて、「市民と行政が協働でつながるまち」についてであります。

初めに、地域内外の交流・連携についてであります。

宮城県松島町や浅草・馬道地区、そして、アメリカ合衆国のオクラホマ州ショウニー市、ワシントン州アナコーテス市、中国浙江省諸暨市との姉妹都市・友好都市提携や盟約締結といった国内外の都市等との交流は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、令和3年度、4年度と中止しております。

今後については、ウイズコロナに向けた新たな段階への移行を踏まえ、あらゆる想定を踏まえたリスク回避の対策を整えた上で、どのような交流ができるのか、そのスタイル、在り方はどのようなものが望ましいかなど、交流事業の再開の可能性や方法について、相手方との協議を続け、慎重に判断してまいります。

次に、旧校舎の利活用についてであります。

旧上郷小学校「にかほのほかに」においては、ハード整備が終了することから、これまでに運営事業者の事前対話を行い、運営に関する提案をいただきながら公募による事業者選定を進めており、4月からの運營業務契約に向けて手続きを進めております。

各種許認可に相当の時間を要するため、本格オープンとの時期は運営事業者が確定後に協議の上、決定しますが、早期の本格オープンとなるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

コンセプトである「水」「食」「自然」などの素材を組み合わせたカフェや宿泊施設の運営など、地域との連携を重視しながら、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

また、インキュベーション拠点施設、旧上浜小学校「わくばにかほ」の1階部分は、創業・起業された方や企業によるオフィスへの入居があり、空きスペースがない状況となっています。そのため、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、2階・3階フロアの改修整備を行い、ベンチャー企業のサテライトオフィスとして、新たな産業・地域との関わり方・働き方を創出する拠点としての環境を整えてまいります。

次に、効率的な行財政運営についてであります。

「第4次行財政改革大綱」に基づく取り組みを推進するため、引き続き事務事業の見直しやWeb会議の活用によるコミュニケーションの活性化など業務の効率化を進め、市民サービスの向上を図ってまいります。

自治体DXの取り組みについては、デジタル技術を活用した市民が利用しやすく便利な行政サービスを提供できる環境を目指し、令和5年度において庁舎窓口で各種証明書等に係る手数料のキャッシュレス決済を導入するなど、行政運営の効率化と市民の利便性向上に向けて、デジタル化を推進してまいります。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、予防保全型の計画的な改修や財政負担の平準化に取り組むほか、施設の集約・複合化、民間譲渡、廃止などの検討を行い、施設の適正な配置と計画的な管理を推進してまいります。

続いて、市政報告を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

感染症対策本部の対応についてであります。

昨年9月26日より感染者の把握方法が見直されたため、市内の感染者数の把握は難しいものとなっております。

秋田県では、昨年12月16日の新規感染者数2,102人をピークとした第8波が到来したものと考えられておりましたが、この波は年末に向けて下がり続け、1月下旬には新規感染者数が500人を下回るようになっております。

昨年12月9日に秋田県の感染レベルが国のレベル区分に準拠したものとなり、4段階のうちレベル2に変更されたため、本市では、第38回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報の把握と整理を行っております。

今年5月から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けを2類から5類へ移行する方針であるため、国・県の動向を注視し適切に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

2月1日時点での接種状況は、初回接種2回目で91.38%、追加接種3回目82.64%、4回目が63.26%となっております。

オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種については、初回接種2回を完了した12歳以上の方で追加接種3回目及び4回目の接種から3か月以上経過した全ての市民を対象に10月から集団接種及び個別接種で実施しており、接種率は58.66%となっております。

現在実施している集団接種については、2月19日をもって終了し、その後は臨時の接種期間である3月31日まで市内医療機関での個別接種の実施を予定しております。

住民税非課税世帯等に対する給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー・食料品等物価高騰の影響を踏まえ、本市では国や県の補助財源を活用しながら令和4年度住民税非課税世帯等に対する各種給付金の支給を実施し、3月末で全事業が完了予定となっております。

1世帯あたり10万円を支給する「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」については、昨年6月から今年1月まで実施し、1月31日時点で、対象者294人に対して合計2,940万円の支払いを完了しております。

また、1世帯あたり5万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」については、昨年10月から実施し、2月22日時点で対象者2,175人に対して合計1億875万円の支払いを完了しております。

なお、国事業分の支給対象外の世帯に対する市単独分については、対象者221人に対して合計1,105万円の支払いとなっております。

さらに、1世帯あたり1万5,000円を支給する「住民税非課税世帯物価高騰対策給付金」については、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と同時実施しており、2月22日時点で、対象者2,389人に対して合計3,583万5,000円の支払いを完了しております。

次に、最近の市政についてであります。

初めに、市税の状況についてであります。

1月末における市税の現年課税分調定額は、個人市民税が9億9,169万円、法人市民税が1億1,950万円、固定資産税が14億6,776万円となっております。

次に、5年度市税の現年課税分予算については、個人市民税が9億7,630万円、法人市民税が1億2,663万円、固定資産税が13億9,398万円と見込んでおります。

個人市民税は、いまだコロナ禍の影響があるものの、製造業は好調な動きがあり、給与所得が増加傾向にあるため、前年度当初比で約1%、約943万円の増と見込んでおります。

法人市民税は、コロナ禍前の令和元年度調定額まで回復の傾向にあり、前年度当初比で約38%、約3,519万円の増と見込んでおります。

固定資産税は、土地の評価額は依然として下落傾向にあり、家屋は若干の増加があるものの、償却資産もコロナ禍の影響で新たな設備投資を見込めない状況にあります。前年度とほぼ同額と見込んでおります。

続いて、若者支援住宅の整備についてであります。

先の12月定例会において債務負担行為設定の承認を受けたことから、施設整備・維持管理運営といった事業本体の契約締結に向けて、入札公告などの正式な手続きを行うための業務を進めてきたところですが、日銀の金融緩和策の見直しによる長期金利の引き上げにより事業費のさらなる増額が見込まれ、将来的な財政負担に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、事業者選定に係る関係手続を一旦停止しております。

今後は国の交付金などの財源確保を行いながら実施することとし、県・国との協議を進めております。

一定期間を要することになりますが、交付要綱の制度に見合う内容の修正を行いながら、所定の手続きを進めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和4年度のふるさと納税は、令和5年1月末時点で件数が4万1,602件、寄付額は前年度比4%増の9億471万1,285円となっております。

今年度は、減少傾向が続いておりましたが、12月に入り、多くのご寄付をいただいたことにより、前年度比で若干の増額となっております。

件数は減少しておりますが、米の返礼品が好調なことが寄付金の増額に繋がっておりますので、引き続き米の定期便など、既存商品のブラッシュアップや時節のニーズを捉えた新規返礼品の開発に取り組み、さらなる寄付の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

令和5年1月末時点における本市の申請率は66.17%、交付率は57.6%となっております。

国においては、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、マイナポイントの付与やマイナ保険証の導入など、マイナンバーカードの普及に取り組んでおります。

本市においても、庁舎や商業施設などでの申請サポート業務や、休日や平日夜間の申請と交付のほか、自治会等への出張申請サポートを実施するなど普及促進を図っております。

マイナンバーカードは、デジタル社会に必須のインフラであることから、さらなる交付率向上の取り組みを進めてまいります。

次に、にかほ市成年後見支援センターについてであります。

令和4年4月より、成年後見制度の相談・利用支援に係るワンストップ窓口として、福祉課に「にかほ市成年後見支援センター」を開設しております。

制度について、市民や福祉関係者等への周知活動の効果により、相談件数が増加傾向にあることから、支援体制のさらなる強化を図りながら成年後見制度を必要としている方やその親族に対する

サポートを進めてまいります。

次に、小砂川保育園の閉園についてであります。

社会福祉法人共生会が経営する小砂川保育園が今年度末を持ち、開設から66年、季節保育所として開設した昭和16年からは82年の歴史に幕を下ろすことになりました。

これまで1,041人の卒園児を輩出してきましたが、近年は少子化の影響により在園児が定員に満たない状況が続いており、今年度は在園児12人のうち4人が遊佐町からの広域入所となっております。

これまで長い間、保育を必要とする子どもたちを預かり、地域の児童福祉の拠点として運営していただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

次に、日本海側に漂着したホシフグの死骸の対応についてであります。

1月中旬以降、新潟県から秋田県の日本海側の海岸において、ホシフグが大量に漂着し、本市沿岸でも数千匹が確認されております。

ホシフグには毒があることから、市ホームページや海水浴場への掲示によって注意喚起するとともに、回収を行っております。

回収した死骸の処理については、環境プラザで1月17日に約30kg、19日に約1,070kgを処理しております。

今後も漂着が予測されますが、海岸管理者と協議調整を図りながら適宜対応してまいります。

次に、令和5年産米の「生産の目安」についてであります。

平成30年度より主食用米生産は、数量目標の「配分」から「目安」へと変更されており、にかほ市農業再生協議会が「目安」を設定し、需要に応じた米生産を推進しております。

令和5年産米の「生産の目安」は9,349トン、前年比91トンの増の、面積換算では1,661ha、前年比19haの増としております。

今後も、米価維持のため、関係機関や団体と連携し、過剰な生産とならないよう取り組んでまいります。

次に、一次産業支援事業についてであります。

コロナ禍による農水産物の価格下落及び原油高騰の影響を受ける一次産業事業者の支援事業については、1月末まで申請を受け付け、農業支援金は509件、4,388万円、漁業（一般）支援金は86件の1,395万円、漁業（燃油）支援金は20件の322万1,000円を交付し、終了をしております。

次に、有害鳥獣（イノシシ）の捕獲についてであります。

市内でのイノシシの目撃情報や農産物被害が増加しており、国内では豚熱ウイルスによる養豚事業への影響も確認されております。

市内には養豚事業者はおりませんが、主に中山間地域の農地が荒らされており、これまでにイノシシ6頭を捕獲しております。

次に、ハタハタ漁についてであります。

今季のハタハタ漁は、沖合・沿岸ともに低調で、にかほ市管内では10月から12月の漁獲量は約22トン、前年同期比71トン、76%の減となっております。不漁であった令和3年を、さらに上回る記

録的不漁となっております。

県全体でも約175トンにとどまっており、禁漁明け直後の平成7年の143トンに次ぐ低水準という状況となっております。

次に、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業についてであります。

昨年11月25日、県は、これまでの調査内容と営農構想に基づいて計画した事業採択申請書を国へ提出しております。事業採択は来年度早々を見込んでおり、県営事業として実施設計を行い、令和6年度から工事に着手する予定となっております。

次に、生活排水処理事業の運営に係る連携協約についてであります。

「生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議」については、県内全市町村の議会で可決され、来年度の下水道業務広域補完組織設立に向け、協約の締結に向けて手続きが進められております。

3月24日に、連携協約の締結式が行われる予定であります。

次に、市内の経済状況についてであります。

昨年10月から12月の景況調査では、依頼した69社のうち75%に当たる52社から回答がありました。

前年同期と比較して「好転」が16社、「横ばい」が19社、「悪化」が17社で、昨年7月から9月までの3か月との比較においても、「好転」が15社、「横ばい」が18社、「悪化」が19社と、D I値がマイナスの業種も発生しており、全体としては、前回調査から一転、後退傾向が強まっております。

業種別にみると、飲食・宿泊・運輸業においては、7月から9月の前期との比較で、「好転」が3社、「横ばい」が3社、「悪化」が5社、また、卸売・小売・サービス業においても、「好転」が2社、「横ばい」が5社、「悪化」が5社と、悪化傾向となっております。

要因としては、売り上げ減少に加え、仕入れ額やエネルギー価格の高騰などの声が聞かれております。

主力の製造業では、D I値が7月から9月までの前期比で62.5%から4.8%と落ち込み、57.7ポイントの減となり大幅な悪化が見られます。

原材料や燃料費の高騰により、今後の見通しについても不安視する声があり、景況の変化に注視してまいります。

次に、市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、11月末現在で1.49倍となり、19か月連続で前年同月を上回っております。

しかし、有効求職者数については、11月末現在で前年比3.5%、48人の増となっておりますが、1月から11月までのほとんどの月で一昨年よりも低い水準となっており、有効求人数が有効求職者数を上回る月が続き、全体としては売り手市場となっております。

一方、企業側の有効求人数は、前年同月比で24.6%、150人の増となっており、特に建設関係技術者や保安・警備員、電気工事者といった職種では人材不足が続いております。

特定の業種や企業に求職者が偏るなど、多くの事業者にとっては厳しい状況となっており、引き

続き動向を注視してまいります。

次に、高校生の就職状況についてであります。

来春に卒業予定の本市在住高校生186人のうち、就職を希望している生徒は県内61人、県外16人の計77人となっております。

12月末現在の採用内定者は、73人（内定率95%）で、このうち県内18社に60人、県外11社に13人で、県内のうち、市内への内定者は8社に32人となっております。

卒業予定者が前年度より33人減少している中、前年同期と比較して、就職を希望する生徒は17人増加し、県内就職内定者についても15人の増加となっております。

就職を希望する生徒が人数・割合ともに増加しただけでなく、前年度に引き続き、県内就職を希望する傾向が見られます。

高校によると、就職を希望する生徒が増えた要因として、地元大手企業が積極的な採用活動を行っていることや、当初進学を希望していた生徒が地元企業への就職に進路変更したことなどが挙げられております。

一方、多くの中小企業では採用活動を行っても応募がないなど、人手不足が課題となっており、人材確保の面で二極化が進んでいる状況にあります。

次に、ワーケーション推進事業についてであります。

この事業は、ワーケーション等を通じて多様な企業や人材を呼び込み、企業の誘致やサテライトオフィスの立地などによる、U I J ターンの受け皿づくりを目指しているものであります。

今年度において象潟新産業支援センターを改修し、通信環境を備えたレンタルオフィスやコワーキングスペースを配置して、多様な働き方に対応した施設を整備しております。

また、4月1日のオープンに向け、レンタルオフィスに入居いただくために首都圏企業などにアプローチするなど、積極的な誘致活動を行っております。

次に、移住・Uターンの促進に向けた取り組みについてであります。

今年度、首都圏で開催された各種の移住定住イベントに出展し、移住関心層へ本市の魅力を積極的に発信しております。

1月に東京で開催された全国規模の移住イベントにも出展し、移住リエゾンと共に、にかほの魅力を伝えるほか、移住相談に乗るなど、本市への移住希望者を増やすための取り組みを進めております。

また、オーダーメイド型の移住体験ができる「お試し移住体験ツアー」を実施し、賃貸物件の内見や、地元スーパーや子育て支援センターの見学など、市の雰囲気や日常生活をイメージできる移住体験の機会を提供し、一人でも多くの方が安心して本市に移住していただけるよう取り組んでおります。

3月4日には、首都圏在住の移住関心層を対象とした本市独自の移住イベントを東京で開催するほか、3月17日には移住リエゾンが中心となって企画した、移住者と地域住民との交流イベントを市内で開催いたします。

今後も、移住希望者支援サイト「にかほ一む」による情報発信や、移住セミナーやイベントの開

催、さらに地方移住への不安の相談や、きめ細かいサポートなど、移住支援に取り組んでまいります。

次に、観光イベント等の状況についてであります。

冬季における動植物の生態系の観察を目的に、ジオサイトスノートレッキングを、1月と2月に計4回開催し、毎回約20人の参加者がジオガイドの案内の下、冬師湿原や鳥海山などの冬の絶景や動植物の痕跡などを楽しみました。

巾山スキー場は、雪遊びを楽しむ家族連れなど、2月15日現在で延べ929人が利用されております。

また、株式会社プレステージインターナショナルのバスケットボール女子チームである「アランマーレ秋田」の試合が、1月7日と8日に鶴岡市の体育館で、翌週14日と15日には由利本荘市のナイスアリーナで開催され、同会場において本市の観光PRを超神ネイガーと共に行ってまいります。

ネイガーによる観光PRは大変好評で、「アランマーレ秋田」からは、今後もスポーツを通じて地域と連携した取り組みの継続を要望されております。

次に、スケートボード施設の整備についてであります。

竹嶋潟エリアで進めておりますスケートボード施設整備事業は順調に進捗してはおりますが、12月上旬の降雪により、工事を今月末まで一時休止してはおります。

現場の進捗率は75%となっており、残りの25%と先の臨時会補正対応による安全対策等追加工事分については、3月下旬に完了する見込みであり、4月8日のオープンを予定してはおります。

なお、このスケートパークは、AOS株式会社にかほ工場の隣接場所に整備をしており、昨年2月に同社からいただいた一般寄付金1,500万円を施設の整備財源として活用させていただくこととしてはおります。

次に、象潟B&G海洋センターの大規模改修工事についてであります。

象潟B&G海洋センターの大規模改修工事が完了し、12月17日にリニューアルオープンイベントを開催しました。

式典にはバルセロナオリンピック平泳ぎ金メダリストの岩崎恭子氏を招き、泳ぎ初めと市内小・中学生への水泳の指導をしていただきました。また同日、巨大遊具を使用した水遊びや、カヌー乗艇体験も実施し、参加者には大変好評でありました。

今後も利用者に寄り添い、安全で安心して利用していただける施設として運営をしてまいります。

次に、ブラウブリッツ秋田健幸プロジェクトについてであります。

1月21日と2月4日に「エスパーク★にかほ」を会場に、健幸プロジェクト事業を実施し、2日間で約200名の方々から参加をいただきました。今回はブラウブリッツ秋田と超神ネイガーとのコラボ事業により、ブラウブリッツ秋田マスコットキャラクター「ブラウゴン」も参加し、ネイガー、ブラウゴン、にかほっぺんが勢揃いして会場は大変盛り上がりしました。「子どもと楽しく参加できた」「運動と食育の両方を学べてとても良かった」などの感想があり、自らの健康意識だけではなく、子どもたちの食育の向上にも繋がったものと思っております。

次に、スポーツ賞及び健康スポーツ賞表彰についてであります。

2月11日に仁賀保勤労青少年ホームにおいて、3年ぶりとなる「令和4年度にかほ市スポーツ賞

及び健康スポーツ賞」の表彰式が、にかほ市スポーツ協会主催で開催されました。

各受賞者につきましては、特別功労賞2名、功労賞2名、栄光賞は17名と3団体、奨励賞は5名と3団体、健康スポーツ賞4名の計30名と6団体が受賞されております。

市内、または市出身のアスリートたちが東北大会、全国大会で活躍しており、今後の躍動を心から期待するものであります。

教育長の辞職についてであります。

齋藤光正教育長から、一身上の理由により令和5年3月31日をもって教育長を辞職したい旨の願い出があり、2月1日付けで任命権者として同意をいたしております。

教育委員会においても2月17日付けで辞職に同意することが議決され、関係法律に定められた辞職の要件を満たすこととなったため、願い出のとおり、今年度末をもって辞職されることとなりました。

なお、今年4月1日から12月9日までの残任期間に係る後任の教育長の任命については、今定例会の会期中に追加議案を提出したいと考えております。

なお、齋藤教育長におかれましては、現在、入院加療されており、令和5年2月20日から当面の間、教育長職務代理者の伊藤知氏が、法の規定に基づき教育長の職務を掌理しております。

また、事務局の指揮監督及び事務執行につきましては、市教育委員会の関係規則に基づき、職務代理者から委任を受けた教育次長がそれらの執行等に当たっていることをご報告申し上げます。以上であります。

●議長（宮崎信一君） 所用により、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時22分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、教育行政の基本方針説明及び教育行政報告を行います。教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、よろしく願いいたします。

初めに、第2次にかほ市総合発展計画に基づく新年度の主な施策について申し上げます。

「子育てしやすいまち」

児童・生徒の学力向上及びたくましい心と体の育成についてであります。

令和5年度は、これからの社会をたくましく生き抜くための力と確かな学力を育むことを大きな目標に挙げ、学校教育の充実に努めてまいります。

具体的には、自ら課題を見つけ、他者との関わりを通して主体的に課題を解決しようとする児童・生徒の育成であります。

全国及び県の学習状況調査より、にかほ市の児童・生徒は、学習することの大切さは理解していても、学習する意欲は秋田県の平均と比較すると低い傾向にあります。学習する意欲を高めるため

に一人ひとりの「問い」を大切に、他者と協働しながら課題を解決することで、「わかった」「もっと知りたい」という気持ちを持たせる授業づくりに継続して取り組んでまいります。

また、これらの学びを進めるため、用語検索や学習支援ソフトなど「1人1台端末」を活用し、自分の疑問を追究する個別最適な学びを深め、分からないところを児童・生徒が相互に教え合い、話し合っって課題を解決する協働的な学びに力を入れてまいります。

さらに、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方を深く考える道徳教育の充実を重点に挙げ、取り組みを推進してまいります。

地域を生かした教育環境の充実についてであります。

本市の歴史や文化、防災教育、最新科学などを学ぶ「にかほ地域学」を中核としたふるさと教育を推進するとともに、鳥海山・飛島ジオパークと連携し、自然遺産などを学ぶ「にかほジオ学」を継続してまいります。

中学校においては、地元企業との繋がりを重視したキャリア教育を進めるため、職場体験に加え、中学校版企業説明会の開催や、秋田大学と連携し、市内中学校卒業生の講演会などを実施してまいります。

これらの事業を通して、将来の目標に繋がる進路選択ができるよう支援してまいります。

新たな教育課題への対応についてであります。

一つ目として、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の必要性が高まっていることから、学校生活サポート支援員を適切に配置し、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな指導を心がけ、安心して学習に取り組めるよう支援してまいります。

また、幼保小の連携を強化し、関係機関と協力しながら、よりよい就学指導ができるよう早期の教育相談に取り組んでまいります。

二つ目に、不登校児童・生徒への対応として、スマイル内に教育支援センター『ばすてる』を4月に開設し、5月から児童・生徒を受け入れます。

キャッチフレーズは「ありのままの君を受け入れる新たなかたちを」とし、人との関わりや学ぶ楽しさを知る活動を通して、一人ひとりの心の不安を軽くし、心の居場所づくりや社会的自立を支援してまいります。

三つ目として、高度情報化社会に適応できる児童・生徒を育てるために、情報活用能力の向上を目指してまいります。そのために「GIGAスクール構想推進モデル校」を核とする、1人1台端末の活用実践例を市内小・中学校で共有し、情報教育の指導体制の強化を進めてまいります。

あわせて、情報教育に秀でた教員を「ICTマイスター」に任命し、実践内容を他の教員へと波及させてまいります。

また、「ICT支援員」の雇用による効果的な活用を目指し、研修や日常の授業支援などを通して教員のICT活用能力の底上げに努めてまいります。

さらに、仁賀保高校や関係機関と連携し、プログラミング教育を充実させるとともに、児童・生徒の実態に応じた情報モラル教育に取り組んでまいります。

「人と文化が豊かなまち」

生涯学習の推進と充実についてであります。

多様化する市民の学習ニーズや生活スタイルに配慮した学習機会の提供と学習内容の充実を図ることで、あらゆる世代の市民が生涯学習に対する関心を持てるように環境を整備してまいります。

また、障がいのある方も参加できるような講座の開催について、検討してまいります。

今後も、3公民館、学校、関係機関が連携を図り、地域の特性を生かした公民館活動の充実を目指してまいります。

芸術文化の振興と支援についてであります。

多くの市民が芸術文化活動に興味を持ち、参加できるような発表の場や鑑賞の機会を提供するとともに、芸術文化団体の活動や育成についても継続的に支援してまいります。

また、文化祭やイベントについても、「参加型交流イベント」のような新しい内容を取り入れ、多様な世代の参加者が増えるような取り組みを目指してまいります。

図書館の充実についてであります。

令和4年度に実施した、図書館「こびあ」の大規模改修工事の継続事業として、令和5年度に館内エレベーター設置工事を予定しております。エレベーターの設置により、高齢者や小さいお子さん連れの親子など、図書館利用者の利便性を高め、来館者数の増加に繋げてまいります。

「フェライト子ども科学館」の充実についてであります。

令和5年度は、展示物の一部リニューアル事業を実施し、より安全に楽しく科学について学ぶ環境を整え、来館者の満足度の向上を目指してまいります。

また、本市の特色ある理科教育事業として、市内全小学校の3年生及び5年生を対象とした「移動科学実験教室」を引き続き実施いたします。

3年生は磁石、5年生は電磁石を学習テーマに、科学館職員が小学校や科学館で特別授業を行うもので、齋藤憲三氏の功績やフェライトについて学び、郷土愛の醸成と理科教育の充実を図ってまいります。

「白瀬南極探検隊記念館」の充実についてであります。

令和4年度から膨大な収蔵資料のデジタル化業務に取り組んでおります。

令和5年度も引き続き、収蔵資料のデータベース化を進め、将来的には「デジタル・アーカイブ」としてインターネット上で公開し、世界中の研究者やメディアなどが活用できる体制づくりを目指してまいります。

また、オーロラドームリニューアル事業として、令和5年度は、国立極地研究所などから素材提供を得てオーロラドームで上映する映像制作を行ってまいります。

こういった取り組みによって、当記念館が南極研究において重要な位置付けにあるとの認識を高めるとともに、本市と記念館のPR、ひいては来館者の増加に繋げてまいります。

史跡・名勝・天然記念物の保護・管理についてであります。

現在計画されている若者支援住宅整備事業に関連し、令和4年6月に事業予定地の埋蔵文化財分布調査を実施した結果、事業予定地の一区域から多数の遺物が発見されております。遺跡の全容を解明し、記録保存するため、令和5年4月より発掘調査を実施いたします。

また、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業の予定地につきましては、事業区域面積が約250haと大規模であることから、埋蔵文化財の有無を確認する分布調査を実施いたします。この分布調査は国・県の補助を受け、市が実施するもので、令和5年度から、ほ場整備計画の進捗状況を見極めながら年次計画を立てて実施してまいります。

令和2年度から今年度にかけて実施した獅子ヶ鼻湿原緊急調査事業について、学術調査の結果と基本的な管理の方針を報告書にまとめ、3月末に公表いたします。その基本方針を基に、具体的な保存・管理方法や活用方法について、観光関係者や関連団体などを含めて協議を行い、令和6年度をめどに新たな保存活用計画を策定する予定であります。

天然記念物獅子ヶ鼻湿原の保存と活用の調和を図り、市内外の多くの方に理解していただける、実施可能な計画の在り方を協議し、にかほ市の自然文化遺産をこれからも維持していけるように努めてまいります。

次に、最近の教育行政について報告いたします。

公立高校等の入試状況についてであります。

これまで、1月下旬に前期選抜、3月上旬に一般選抜が実施されてきましたが、令和5年度の秋田県公立高等学校入学者選抜制度の改正により、前期選抜に代わり特色選抜が実施されることになりました。

特色選抜は一般選抜と同じ3月7日に行われます。

コロナ禍の中、自分の進路の実現に向けて努力を積み重ねてきた生徒たち全員が、笑顔で春を迎えることを切に願っております。

学校環境適正化検討委員会についてであります。

これまで3回の会議を開催し、今後の市内小・中学校の在り方について検討を進めております。年度内に、さらに2回の委員会を開催し、3月末には提言書を提出することにしております。提言書が提出された後は、提言の内容を踏まえ、教育委員会で協議・調整し、方針や計画を策定していくこととしております。

にかほ市二十歳を祝う会についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年延期となっておりました「令和3年度にかほ市成人式」を、「令和4年度にかほ市二十歳を祝う会」と名称を変え、開催しております。

対象者279人のうち173人が参加し、友人や恩師との再会を喜び合う姿が非常に印象的でありました。

令和5年度からは、対象年齢を20歳を迎える年度から21歳を迎える年度に変更して開催してまいります。

子どものつどいについてであります。

市内3公民館で、小学生を対象に、地域の方々から工作や遊び、スポーツを教わる「子どものつどい」を実施いたしました。

1月6日の仁賀保公民館には66人、1月11日の金浦公民館には39人、1月12日の象潟公民館には75人の児童が参加し、皿回し体験、たこ作り、割りばし鉄砲作り、しぼり染め、かるた大会、卓球、

ミニテニスなどを楽しみました。

地域住民と子どもたちの貴重な交流の場として、また、新たな体験をする場として、今後も工夫を重ねて実施してまいります。

白瀬中尉をしのぶ集いと関連イベントについてであります。

白瀬南極探検隊が大和雪原に到達した1月28日を記念し、雪中行進を行っております。

今年度もコロナ禍を配慮し、規模を縮小しての開催となり、市長を初め市議会議員、教育委員、自衛隊関係者、超神ネイガー、白瀬顕彰会等関係者及び一般市民など総勢36人が行進しました。

午後からは関連イベントとして、にかほ市の有志及び本荘高校演劇部員の協力による、市民劇「星のゆくえ～わたしの白瀬南極探検隊～」を仁賀保勤労青少年ホームで上演しております。

市内の楽団やコーラスグループも共演して、白瀬轟の生涯を描いた壮大な物語を熱演し、上演後は約180名の観客から大きな拍手が送られました。

市民劇に続き、冒険家阿部雅龍氏から「白瀬の夢への再挑戦」というテーマで、今年11月に予定している「白瀬ルート」による単独徒歩での南極点到達再挑戦への決意を語っていただきました。以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これで施政運営の基本方針説明及び市政報告を終わります。

商工観光部長から発言を求められておりますので、これを許可します。商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 議案つづりの22ページをお開き願います。

22ページのやや中ほどに、にかほ市竹嶋湯スケートパークという施設名称があり、その右に「にかほ市飛字竹嶋湯29番地」と住所表記がございます。この中で「飛字竹嶋湯」ではなく、「飛字下竹島湯」でございます。「下」という字が抜けております。「飛字下竹島湯」でございます。また、この住所表記の方のタケシマガタのシマという漢字ですが、こちらは「嶋」ではなく、九十九島などに用いる「島」でございます。「飛字下竹島湯」、二文字お直し願います。なお、施設名称にございます「竹嶋湯」につきましては、この議案に記載のとおりでございますので、申し添えさせていただきます。大変申し訳ございません。以上です。

●議長（宮崎信一君） ただいま訂正ありましたが、ご理解いただけましたか。よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） それでは、日程第4、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第36、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの議案33件を一括して議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、私から、提案させていただいております議案の要旨について申し述べさせていただきますと思います。

初めに、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、原田正雄氏を適任者と認め、推薦することについて、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

資料として履歴書を添付してありますのでご覧いただきたいと思います。

続いて、議案第4号です。にかほ市個人情報保護法施行条例制定についてであります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、にかほ市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に関し必要な事項を規定するため、条例を制定しようとするものであります。

続いて、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、にかほ市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第6号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、消防職員の定数を増員し、消防本部の体制を強化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第7号にかほ市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第8号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、にかほ市議会の議員の議員報酬の額を改定する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第9号であります。にかほ市公契約基本条例制定についてであります。

これは、公契約に係る基本方針を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第10号にかほ市公共施設等総合管理基金条例制定についてであります。

これは、公共施設等の整備、長寿命化、統廃合、除却等に関する事業の推進に必要な財源を確保し、将来にわたり施設の更新、保全及び活用等を円滑に進めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、にかほ市竹嶋潟スケートパークの整備に伴い、その設置及び管理に関する事項を加えるとともに、にかほ市上郷グラウンドを用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、にかほ市上郷コミュニティプールを用途廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第13号にかほ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、斎場維持管理費用の増加に伴い、動物炉の使用料を改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号にかほ市新産業支援センター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

象潟新産業支援センターの利用者の範囲を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、道路法施行例の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

これは、下水道事業の推進を図るため、一般会計から公共下水道事業特別会計に対し所要の繰り出しを行うことについて、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

これは、農業集落排水事業の推進を図るため、一般会計から農業集落排水事業特別会計に対し所要の繰り出しを行うことについて、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第15号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,494万2,000円を減額し、総額をそれぞれ182億8,279万9,000円とするものであります。

補正の内容は、事業完了や実績見込みによる補正のほか、国の補正予算に伴う繰り越し事業費の計上や庁舎施設等の光熱費の増額などのため行うものであります。

議案第24号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

であります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万3,000円を追加し、総額をそれぞれ29億3,754万6,000円とするものであります。

主な補正内容は、国・県からの交付金の確定に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第25号令和4年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についてであります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ212万5,000円を減額し、総額をそれぞれ8,703万9,000円とするものであります。

補正の内容は、実績見込みに基づく調整が主なものであります。

議案第26号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

これは、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,645万4,000円を減額し、総額をそれぞれ13億3,450万2,000円とするものであります。

補正の内容は、実績見込みに基づく調整が主なものであります。

次に、議案第27号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,165万5,000円を減額し、総額をそれぞれ4億8,304万9,000円とするものであります。

補正の内容は、実績見込みに基づく調整が主なものであります。

次に、議案第28号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出の予定額に43万2,000円を追加し、その総額を6億2,517万9,000円とするものであります。

補正内容は、公共下水道事業特別会計への負担金を増額するものであります。

続いて、議案第29号令和5年度にかほ市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を159億9,000万円と定めるもので、対前年度当初予算比では4億4,000万円、2.8%の増となっております。

以降、議案第35号まで、増減については全て対前年度当初予算比として説明をさせていただきます。

歳入の主なものとして、市税は1.7%増の27億5,358万8,000円、地方交付税は前年度と同額の52億2,500万円、国庫支出金は9.6%減の15億878万5,000円、県支出金は1.8%増の10億2,982万1,000円、寄附金は10%減の9億円、繰入金は40.3%増の18億5,394万4,000円、諸収入は0.3%増の4億9,371万8,000円、市債は6.7%増の11億498万円をそれぞれ計上しております。

歳出の主なものとして、議会費は1.8%増の1億2,992万1,000円、総務費は1.1%増の33億2,289万4,000円、民生費は0.9%増の40億3,492万1,000円、衛生費は6.5%減の9億8,165万7,000円、農林水産業費は6.7%増の11億3,022万6,000円、商工費は7.2%減の5億7,017万5,000円、土木費は12.4%増の15億4,807万円、消防費は59.6%増の10億8,101万6,000円、教育費は5.1%減の15億1,154万6,000円、公債費は4.9%減の16億3,643万8,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、議案第30号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を28億6,504万2,000円と定めるものであり、793万4,000円、0.3%の減となっております。

議案第31号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についてです。

歳入歳出予算の総額を9,251万8,000円と定めるもので、前年度比で1,126万円、13.9%の増となっております。

次に、議案第32号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を3億7,389万9,000円と定めるもので、43万3,000円、0.1%の減となっております。

議案第33号です。令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,188万5,000円と定めるもので、これは7,053万4,000円、5.4%の増となっております。

次に、議案第34号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ4億1,643万1,000円と定めるもので、7,024万8,000円、14.4%の減となっております。

最後に、議案第35号です。令和5年度にかほ市水道事業会計予算についてであります。

給水戸数を1万854戸、年間給水水量を333万2,398立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額については、水道事業収益を6億1,424万5,000円、水道事業費用を6億1,043万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を1億8,821万8,000円、資本的支出を4億86万7,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨を説明させていただきました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 昼食のため、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、担当部長から主な項目について補足説明を行います。

初めに、議案第3号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第3号につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第4号及び第5号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、初めに議案第4号につきまして補足説明

を申し上げます。

通知いたしました提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

条例の概要を記載しております。

1の主な制定理由でございます。これまでの個人情報保護制度につきましては、国の行政機関や地方公共団体などの各機関によってその根拠法令が異なっておりましたけれども、令和3年5月に、いわゆる個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日からは改正法の下で一元化をされ、その所管は国の個人情報保護委員会となります。

本市における個人情報の取り扱いは、にかほ市個人情報保護条例に基づいてこれまで運用してまいりましたけれども、令和5年4月からは個人情報保護法に基づく運用となるため、同条例を廃止するとともに改正法の施行に必要な事項を定めるため、新たに、にかほ市個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

2の主な制定内容です。(1)の開示請求に係る手数料につきましては、これを徴収しないということとし、写しの作成及び送付に要する費用については実費負担を必要とするものとしてございます。

(2)のにかほ市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項につきましては、一つ目に条例の改廃、二つ目に個人情報の漏えい等防止やその他の安全管理措置の基準の規定、三つ目にその他個人情報の取り扱いに関する運用上の細則の規定、この三つを定めるものでございます。

資料の2ページでございますけれども、訂正がございます。見出し番号の3番を4番に、4番を5番に、それぞれ読み替えていただきますようお願いいたします。

4番の条例の施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

5番の旧条例の廃止に伴う経過措置でございますが、従前の例によるものとして、一つ目に旧条例に基づく守秘義務、二つ目に施行日前に受け付けた旧条例に基づく開示請求等に係る開示等、三つ目に施行日前に審査会に諮問された調査審議、四つ目に施行日前の行為等に対する罰則、これらを定めるものでございます。

3ページにつきましては、附則により改正をするにかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の新旧対照表で、第11条の個人情報の取り扱いについて、「条例の遵守」という文言を「法の遵守」という文言へ、趣旨に改めるものでございます。

議案第4号については以上でございます。

次に、議案第5号でございます。

資料の4ページをご覧ください。条例改正の新旧対照表です。

第2条は、改正個人情報保護法における実施機関の位置付けに消防長が明記されたことから、これを追加するものでございます。

第15条は、手数料に関する規定ですが、議案第4号のにかほ市個人情報保護法施行条例の制定案に倣いまして、第1項では開示請求に係る手数料は徴収しないこと、第2項では写しの作成及び送付に要する費用については実費負担とすることをそれぞれ定め、第3項と別表については、これらに伴う文言の改正を行うというものでございます。

なお、改正後の条例は、今年4月1日から施行するものでございます。

議案第5号は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第6号について、消防長。

●消防長（阿部光弥君） 議案第6号につきまして補足説明をいたします。

提出議案説明資料の5ページをお願いいたします。

条例第2条、表中の消防職員定数65人を71人へ増員し、体制の強化を図るものであります。これは災害出動時の車両体制に沿った人員確保、住民との連絡強化のため、また、働き方改革に対応し、休暇の取得しやすい環境づくりのため増員を行うものであります。

なお、職員採用にあたっては、職員の年齢層の空白域を作らないよう、年次計画に沿って採用する予定であります。

議案第6号の補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第7号及び第8号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第7号の補足説明を申し上げます。

資料の6ページをご覧ください。条例改正の新旧対照表です。

この条例は、いわゆる早期退職者募集制度について規定しておりまして、第2条第1項では、募集を行うことができる職員の年齢について、表の左側の現行では定年から15年を減じた年齢以上の職員としております。60歳定年の職員の場合ですと45歳以上を募集対象としているというものでございますが、この改正案につきましては65歳への定年延長後も引き続き45歳以上を募集対象とするために、表の右側の改正案のとおり定年から20年を減じた年齢以上の職員と改めるというものでございます。

附則の第2項につきましては、来年度からの段階的な定年延長の過程においても募集の対象年齢が変化しないように、定年から現状年数を調整するための経過措置を講じるものでございます。

なお、改正後の条例は、今年の4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第7号については以上です。

次に、議案第8号の補足説明でございます。

地方議会の議員の報酬の額につきましては、明確な算定基準といったものはございませんが、報酬の額を決定する際に考慮すべき事項の一つとして国から示されておりますのが、他の地方公共団体との均衡というものでございます。

本市の議会の議員報酬については、県内13市の中でも最低水準にあり、人口規模等が近い自治体と比較をしても格差が大きいという状況にございます。

また、過去の特別職報酬等審議会からの答申においては、人口減少の中で議員報酬を引き上げるには、議員定数の削減が必要との意見が付帯されたことが複数回ございました。この議員定数につきましては、昨年5月からは、それまでの18人から16人に削減をされているというところでございます。

このような経緯や現状を踏まえまして、そして、コロナ禍の影響を受けながらも地域の経済状況や社会活動が回復傾向にあるということなども勘案した結果といたしまして、今回、議員報酬を改

定すべきとの判断に至り、昨年12月21日に市内の公共団体の代表者及び公募の市民、合わせて9名で構成するにかほ市特別職報酬等審議会に対しまして、議員報酬を引き上げる改定案を諮問したところでございます。

改定案における報酬の額につきましては、過去の審議会における意見を参考とし、そして、いまだコロナ禍の影響を受けている社会状況や地域の経済状況等を考慮の上、議員定数削減前、定数18人当時の報酬の総額を上回らない範囲での改定を念頭に、定率加算として一律8%の引き上げとしております。さらに、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の職責あるいは業務量を考慮し、役職加算として委員長の報酬月額に1万円、副委員長の報酬月額に5,000円をそれぞれ加算する案としたものでございます。

審議会は昨年の12月21日と今年1月17日の2回にわたって開催され、審議の結果、市長が諮問した報酬の額を適当とし、その施行の時期を令和5年4月1日が適当であるという答申がなされたところでございます。

なお、答申には次のような付帯意見が添えられております。

議員の活動について、今後さらに市民の多様な意見を的確に把握し、積極的な政策提案、政策立案など行うよう努めることを望むという内容でございます。

この答申を受けて、世論を反映した公正な議員報酬の額として本議案を提案するものでございます。

資料の7ページをご覧ください。条例改正案の新旧対照表です。

この第2条が議員報酬の額についての規定でございますが、表の右側の補正案は審議会から適当であると答申を受けた改定内容をそのまま反映させたものでございます。

第1号の議長の報酬月額は30万4,000円から32万8,000円に、第2号の副議長の報酬月額は26万4,000円から28万5,000円にそれぞれ引き上げようとするものです。

第3号と第4号には、新たに常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の規定を設け、第3号の委員長の報酬月額を28万円に、第4号の副委員長の報酬月額を27万5,000円と定めようとするものでございます。

9ページにかけてのその他の改正につきましては、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長に関する規定を新たに設けたことに伴いまして、各条項における所要の改正を行うものでございます。

改正後の条例の施行時期は令和5年4月1日とするものでございます。

議案第8号は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第9号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第9号について補足説明いたします。

議案つづりの14ページをお願いいたします。

本議案は、市が締結する工事等の公契約について、基本的かつ根本的な考え、方針を定め、市及び事業者の責務を明らかにすることによって公契約の適正な履行と労働者の適正な労働環境の確保

そして公共工事、公共サービスの品質の向上を図り、もって地域経済、地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする条例を制定するものであります。

15ページをご覧ください。条例案の主な内容についてであります。

第1条では、今申し上げたような本条例の目的を定めております。

第3条には、公契約に係る基本方針として、第1号に公正性、透明性及び競争性の確保について、第2号に契約の適正な履行と品質確保について、第3号に労働者の適正な労働環境の確保について、第4号には地域経済、地域社会の健全な発展への配慮についての四つを規定しております。

第4条は市の責務について、第3条の基本方針にのっとった適正な施策を総合的に実施する旨について、第5条は事業者等の責務として、本条例の趣旨を踏まえ、市が実施する施策に協力することへの努力義務についてそれぞれ定めております。

第6条から17ページの第19条にかけては、適正な設計価格の積算や事業者等にあっては労働者の適正な労働条件の確保について、また、市は報告の求めや調査そして是正指導ができること、市内業者の積極的な活用といった本条例の目的を達成するため必要な事項についてそれぞれ規定をしております。

なお、本条例の施行日は令和5年4月1日とするものであります。補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第10号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第10号についての補足説明でございます。

議案つづりの19ページをご覧ください。

条例案の内容でございますが、第1条は基金の設置について定めるもので、その設置目的を公共施設等の整備、長寿命化、統廃合、除却等に関する事業の推進並びに計画的な更新、保全及び活用を図るためと定めております。

第2条は基金への積立金は、一般会計予算で定めることとするものです。

第3条は基金に属する現金について、第1項では金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管をすること。第2項では、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることを定めております。

第4条は基金の運用益について、一般会計予算に計上し、この基金に編入することを定めております。

第5条では財政上の必要に応じて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できることを定めております。

第6条では基金を処分できるのは第1条の設定目的に該当する場合であって、その経費に直接充当するときと財源に市債が充てられた場合のその償還に充当するときの二つを定めるものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。第2項では、にかほ市社会教育施設整備基金条例を廃止することを定めるものでございます。第3項は、社会教育施設整備基金に積み立てられている現金及び有価証券については、新たに設置

する基金に属するものとするものでございます。

なお、この廃止しようとする基金の設置目的である社会教育施設の整備につきましては、新たな基金の設置目的である公共施設等の整備等の中に包含され引き継がれるという趣旨でございます。

議案第10号については以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第11号及び第12号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 初めに、議案第11号について補足説明をいたします。

議案つづり22ページをお開き願います。

新たに、にかほ市竹嶋潟スケートパークを本条例に加えるとともに、にかほ市上郷グラウンドを用途廃止するためのものです。

竹嶋潟スケートパークにつきましては、令和4年度にスケートボード施設整備事業により工事を進めておりましたが、本年4月に供用開始するため、その設置及び管理に関する事項を、にかほ市運動広場条例に新たに加えようとするものです。

条例第2条に規定する施設の名称及び位置について、同条別表第1に「にかほ市竹嶋潟スケートパーク」を加え、位置は「にかほ市飛字下竹島潟29番地」となります。

また、上郷グラウンドにつきましては、旧上郷小学校整備事業による利活用が計画されていることから用途廃止するため、同条別表第1から削ろうとするものです。

また、22ページの下の方になりますが、条例第9条に規定する各施設の使用料について、同条別表第2からにかほ市上郷グラウンドを削り、にかほ市竹嶋潟スケートパークを新たに加えるとともに、スケートパークの使用料は無料といたすものです。

続いて、議案第12号について補足説明をいたします。

議案つづり24ページをお開き願います。

にかほ市上郷コミュニティプールにつきまして、議案第11号で述べましたにかほ市上郷グラウンド同様に、旧上郷小学校整備事業により利活用が計画されていることから用途廃止するため、条例第2条に規定するプールの名称及び位置について、同条の表から当該施設を削ろうとするものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第13号から第18号までの6件について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは第13号から第18号までの補足説明をいたします。

議案第13号から第16号までの条例改正につきましては、それぞれ関係法令の改正に伴い、市の条例整備をするものです。

議案説明資料の13ページをお開きください。

議案第13号についてご説明いたします。

この改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容としては、これまで厚生労働省が所管していた事務がこども家庭庁の設置に伴い移管されたこと等により、子ども・子育て支援法が改正され、関係条文の引用箇所を改正するものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続いて、議案第14号についてご説明いたします。

説明資料は14ページです。

この改正は、一つに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、これまで厚生労働省が所管していた事務がこども家庭庁の設置に伴い移管されることから、子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正され、関係条文の引用箇所の改正をするものです。二つ目として、民法の改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、児童福祉施設等の長についても同様に懲戒権が削除されたことにより、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから関係条文を削除するものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものですが、第26条の懲戒に係る権限の乱用の禁止の規定の削除については、公布の日から施行するものであります。

続いて、議案第15号の補足説明をいたします。

議案説明資料は27ページとなります。

この改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、一つ目として、令和3年の福岡県及び昨年 of 静岡県で発生した園児をバスに置き去りにし、亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことなどを受け、各施設において安全計画の策定及び自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認を義務付けることが追加されました。二つ目として、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設が併設されている場合、保育に支障がない場合に限り、職員が兼務できるように緩和される点、三つ目として、民法の改正により親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことにより、児童福祉施設等の長についても同様の懲戒権が削除され、関係条文の第13条を削除すること。四つ目として、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものですが、第13条の懲戒に係る権限乱用禁止の規定の削除については、公布の日から施行するものであります。

議案第16号についてご説明いたします。

資料は30ページとなります。

この改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、一つ目として、議案第15号で説明した内容と同様に安全計画の策定及びバスを運行する場合の利用者の所在の確認を義務付けるもの、二つ目として、業務継続計画を策定し、地域で感染症等が発生した場合においても継続して運営できるよう努めること、三つ目として、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものですが、第6条の2の安全計画策定の規定については令和6年3月31日までの経過措置があります。

続いて、議案第17号の補足説明をいたします。

説明資料は32ページとなります。

今回の改正は、妊婦の出産に係る経済的負担を軽減するため、現行では40万8,000円プラス産科医療補償制度掛金1万2,000円で、限度額42万円である出産育児一時金を、改正後48万8,000円プラス補償制度掛金1万2,000円で、限度額を50万円に引き上げるものです。

続いて、議案第18号について補足説明をいたします。

資料につきましては33ページとなります。

斎場運営については、ここ数年の燃料や電力使用料の価格高騰が続いており、管理費用が増大していることから、動物炉使用料について次のとおり改正するものであります。

にかほ市斎場条例の別表に、象潟斎場動物炉中、市内の動物の金額4,000円を5,000円に、市外の動物の金額1万円を2万5,000円に改正するもので、市内の動物の動物炉使用料を1,000円、市外の動物の動物炉使用料を1万5,000円値上げするものです。

なお、市外の動物の使用料については、かかる費用の相当分の負担となります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第19号について、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、議案第19号につきまして補足説明をいたします。

議案つづり41ページをお開き願います。

にかほ市新産業支援センターは、特色ある新産業を創出しようとする企業等を支援する施設として設置されたもので、現在は市役所象潟庁舎の北側に隣接する象潟新産業支援センター1か所のみございます。昨年3月までは株式会社プレステージインターナショナルが拠点の一つとして活用していた建物でございます。

41ページの上から6行目に、第3条に次の3号を加えるとあり、(4)から(6)までの各号が記載されておりますが、もともとの第3条には(1)から(3)までの3号が使用者の範囲として規定されており、(1)として、新技术又は新製品を開発し、起業化に取り組むもの、(2)として、地域の雇用創出が見込まれる事業を行おうとするもの、(3)として、職業能力の向上等のために研修を行うもの及びその受講者としておりました。このたびの条例改正により、(4)多様で柔軟な働き方を実践するもの、(5)移住の促進に取り組もうとするもの及びその取り組みの参加者、(6)その他特色ある新産業の創出に資するものとして特に市長が認めたものを追加し、使用者の範囲を拡充するものです。

その理由といたしまして、今日、IT技術の普及等により、新たな業態の企業や多様で柔軟な働き方が進んでいることから、令和4年度に当該施設を改修し、サテライトオフィスやテレワーク、シェアオフィスとしての機能も追加するとともに、ワーケーションでの利用も促進しようとすることによるものです。

また、これまではいわゆる一棟貸しでしたが、今後はきめ細かな使用料の区分が必要なことから、議案つづりの下の方にあります別表を新たに設け、部屋の大きさや利用方法等に応じた使用料を規定するものです。

最後に、議案つづりには記載ございませんが、本施設の愛称を「しまのま」と名付けております。これは九十九島の島と島の間、人と島の間を意味しております。この場所に集うことでお互いの交

流を生む場所になることへの思いが込められております。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第20号から第22号までの3件について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第20号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりは43ページをご覧ください。

国は道路法施行令に定める道路占用料について、令和3年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準等を踏まえ改正することを令和4年12月14日に公布し、令和5年4月1日より施行することとしております。これに準じて市道路占用徴収条例の占用料を改定しようとするものでございます。

続きまして、議案第21号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて及び議案第22号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。

議案等のつづりは49ページ及び50ページとなっております。

双方とも先ほど市長が要旨で申し上げたとおりでございますので補足事項はございません。以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第23号の歳入歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、議案第23号の企画調整部に関する主な内容について補足説明いたします。

初めに、補正予算書7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正についてであります。2款1項総務管理費、仁賀保高原風力発電所工事に伴う光ファイバー移設事業から次ページ、8ページの10款4項社会教育費の白瀬南極探検隊記念館施設修繕事業までの13の事業については、年度内に事業完了を見込むことができないため、それぞれの金額のように令和5年度に繰り越すものであります。

また、下段の表の2事業については、既に翌年度へ繰り越すものとして可決いただいている事業について、事業の進捗にあわせ、繰り越す金額を変更するものであります。

次に、9ページの第3表債務負担行為補正の若者支援住宅整備事業PFIアドバイザー業務についてであります。若者支援住宅整備事業については、長期金額の上昇等による事業費の増加が見込まれ、将来的な財政負担に配慮する観点から、事業者選定に係る事務手続の進行を一旦停止し、現行制度を見直すこととしており、これにあわせ当該アドバイザー業務も停止、中断することとなります。そのため、締結済みの委託契約については、そのまま期間延長する変更契約の締結とするため、設定期間の終期を令和8年度まで1年延長するとともに、今年度予算措置していた2,200万円を後年度において再度予算計上することとなりますので、当該金額をそのまま加えた限度額4,367万円に変更するものであります。

次に、10ページの第4表地方債補正については、11ページにかけての変更20事業は、事業の完了及び完了見込み並びに国の補正予算成立に伴う県事業の事業内容の追加による増額変更などにより、借入限度額をそれぞれ変更するものであります。

また、下段2件の廃止は、実績が見込まれないなどにより廃止するものであります。

次に、歳入についてであります。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

10款1項1目1節地方交付税は、交付額の確定により、普通交付税7,795万円を増額計上するものであります。

飛びまして21ページをお願いいたします。

21ページの一番上、15款県支出金3項委託金1目4節統計調査費委託金25万3,000円の減額は、説明欄に記載のように三つの統計調査の実績に伴う減額措置であります。

このページの一番下の16款2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入727万7,000円の増額のうち、企画調整部関係は112万3,000円で、宅地や公衆用道路、用悪水路、合わせて14筆841.17㎡の市有地売却収入であります。同じくその下、3節上浜地区財産売払収入86万円の増額は、日本海沿岸東北自動車道整備に係る小砂川地内の原野861㎡の土地売払代金であります。

次に22ページ、17款1項1目1節一般寄附金20万3,000円は、民間企業1社からの一般寄附金で、同じく2目1節総務費寄附金210万円は、令和4年度において企業版ふるさと納税として企業3社から受領した寄附金の総額であります。

次に、その下の18款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2億877万9,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するもので、その下、このページのほか三つの基金繰り入れについては、充当事業の完了見込みにより補正計上するものであります。

なお、本補正予算後における財政調整基金残高は32億3,844万4,000円であります。

23ページであります。下の表の20款4項6目1節雑入の説明欄、下から五つ目の建物災害共済金から次のページの一番上、風力発電周辺設備管理協力金までが企画調整部関係であります。

建物災害共済金46万9,000円は落雷被害のあった2施設に対する共済金で、自動車損害共済金113万2,000円は物損事故に係る車両13台分の共済金、伐採補償費は高速道路整備に伴う立木補償であります。また、ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金から次のページの風力発電周辺設備管理協力金までは、額の確定や実績見込みによる補正であります。

25ページ、21款市債については、先ほどの第3表地方債補正出申し上げたとおり、それぞれの起債額の変更であります。

続いて、歳出の主な補正内容についてであります。27ページ、2款1項2目財政管理費22節償還金利子及び割引料58万4,000円は、令和2年度震災復興特別交付税に係る軽自動車税に関する精算に伴う過年度返還金であります。24節積立金53万円は、基金管理における財政調整基金利子分を増額計上するものであります。

次に、4目財産管理費では、10節需用費200万7,000円のうち、象潟庁舎分として象潟庁舎に係るガス・水道料の実績見込みにより157万1,000円を増額計上しております。

次に、5目上浜地区財産運営費80万9,000円は、歳入で説明した高速道路整備に係る小砂川地内の土地売り払い、立木補償に係る90%の分与金を計上しております。

8目運転管理費528万2,000円の減額は、市バス等庁用車類の運行及びアルコールチェッカー購入

のそれぞれの実績に伴う減額であります。

9目企画費の12節委託料2,211万円の減額は、先に債務負担行為補正で説明のように、若者支援住宅整備事業に関する計画見直しに伴い、PFIアドバイザー業務を後ろ倒しとしたことから、令和4年度での支払いが生じないため2,200万円を減額するほか、他業務の請負差額を減額するものであります。

28ページの同じく18節負担金補助及び交付金14万円の減額は、日沿道山形秋田県境区間建設促進期成同盟会などの開催実績による負担金の減額であります。

11目交流促進事業費の7節報償費80万3,000円の減額のうち、企画調整部関係は男女共同参画推進事業報償費8万5,000円の減額を除く71万8,000円で、説明欄に記載のように実績に伴う減額であります。

このほか8節旅費、10節需用費、12節委託料、13節使用料及び賃借料の減額は、国際交流やふるさと会等の地域間交流事業の中止といった実績に伴う減額で、12節委託料の中には市特産品PR事業実績による300万円の減額を含んでおります。

次に、29ページの一番上になります18節負担金補助及び交付金は、2,946万8,000円の増額計上ですが、企画調整部に関するものは生活バス路線運行費補助金を除く1,055万5,000円の減額で、これまでの説明のように国際交流などの地域間交流事業の中止や協働のまちづくり事業補助の実績見込みに伴う減額としております。24節積立金93万9,000円は、寄附金や雑入の歳入にあわせ、それぞれ積立額を増額するものであります。

32ページをお願いします。

一番下から33ページにかけての2款5項統計調査費については、実績により歳入の県委託金にあわせて減額整理を行うものであります。

飛びまして54ページをお願いいたします。

54ページの12款公債費1項1目元金34万6,000円及び2目利子1,256万6,000円、それぞれの減額は、前年度借入分に係る借入額や利率等の借り入れ条件の確定に伴う減額であります。

企画調整部に関する補足説明は以上となります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第23号中、総務部関係の主なものにつきまして補足説明いたします。

補正予算書は14ページをお願いいたします。

一番上の歳入1款3項軽自動車税の1目環境性能割1節現年課税分151万9,000円は、収入見込み額との差額を増額するものでございます。

その下の3款利子割交付金から次ページ、15ページの9款地方特例交付金までの五つの交付金につきましては、それぞれ交付見込み、あるいは交付額の確定により、その差額を補正するものでございます。

次に、補正予算書23ページをお願いいたします。

20款4項6目雑入の説明欄中ほど、宮城県松島町職員派遣経費負担金113万1,000円は、昨年7月

に大雨被害を受けました松島町の復旧事業を支援するため、昨年7月から11月にかけてまして本市の職員3人を交代で派遣をしたことに対する経費を負担いただいたものでございます。

補正予算書29ページをお願いします。

歳出でございますが、2款1項11目交流促進事業費の18節負担金補助及び交付金の説明欄、下から2番目、生活路線バス運行費補助金4,002万4,000円につきましては、羽後交通の欠損路線に対する補助の実績見込みに基づく増額でありまして、国と県が2分の1ずつ補助をし、その補助上限を超えた部分を市が単独で補助するものでございます。

総務部関係の主な説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係について補足説明いたします。

歳入です。16ページをご覧ください。

13款1項3目衛生使用料、望海霊園墓地使用料128万9,000円及び緑ヶ丘墓地使用料29万9,000円の増額は、新たに墓地を利用するための使用料を実績見込みにより増額補正するものです。

17ページをお開きください。

14款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金の135万円の減額、5節児童手当負担金750万8,000円、7節生活保護費負担金130万4,000円の減額については、実績見込みによるものであります。9節保険基盤安定負担金178万7,000円は、実績見込みにより増額するものです。10節52万4,000円は、減額となる国民健康保険の未就学児均等割保険料の国の負担金として2分の1が交付されるものです。

18ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金122万5,000円の増額は、保育園、認定こども園における登降園送迎用バスへの安全装置の取り付けに対する補助金で国10分の10の補助であります。

19ページとなります。

15款1項1目民生費県負担金8節保険基盤安定負担金1,111万5,000円を実績見込みにより増額し、11節未就学児均等割保険料負担金26万2,000円については、国庫負担金と同様で県4分の1の交付となり、それぞれ増額補正します。

20款4項6目雑入1節雑入には、生活保護返還金等及び弁償金で、直近の収入額にあわせてそれぞれ予算計上しております。

続きまして歳出です。34ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金、老人福祉施設措置費負担金691万円の減額は、養護老人ホームの利用実績見込みにより減額するものです。

3款1項3目障害者福祉費19節扶助費548万1,000円の増額は、障害福祉サービス等について利用者の増加や重症化による利用頻度の増加に伴う増額計上です。20節貸付金150万円は、利用実績がないことから減額するものです。

続きまして、35ページです。

3款1項5目介護保険事業費です。11節手数料44万6,000円、12節委託料、介護認定調査委託料54万7,000円の減額は、共に認定申請の実績見込みによるものであります。

36ページです。

3款2項1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金の病児保育事業補助金283万2,000円の減額は、勢至保育園において今年度実施ができなかったため、全額減額するものです。保育対策総合支援事業費補助金122万5,000円の増額は、歳入でも説明しましたが、送迎用バスへの安全装置の取り付けに対する補助金で、送迎バスを所有している6園7台分を計上しております。

37ページになります。

3款3項2目生活保護費19節扶助費3,100万円の減額は、生活保護受給者の医療・介護サービス、救護施設入所等に対する扶助実績の減少による減額です。

3款4項2目保健医療費22節償還金利子及び割引料35万3,000円の増額は、令和3年度福祉医療費補助金の実績確定により差額を返還するものです。

38ページになります。

27節繰出金3,530万2,000円の増額は、国保特別会計事業勘定に対する繰出金で、基盤安定交付額等の決定により増額するものです。

4款1項1目保健衛生費、健康増進総務費12節委託料152万4,000円の減額は、コロナ禍により今年度も在宅当番医制事業の診療を休止したことにより減額するものです。

40ページになります。

4款1項6目環境衛生費12節委託料の237万7,000円の増額は、青松苑及び象潟斎場の斎場管理委託料の不足が見込まれることから増額補正するものです。

41ページです。

4款2項6目環境プラザ運営費10節需用費のうち、消耗品費180万円の増額は、環境プラザで使用する薬品費の不足が見込まれることから増額補正するものです。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 所用により、暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

午後2時03分 休 憩

午後2時15分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

補正予算書19ページをご覧ください。

歳入です。

15款2項4目1節農業費補助金の増減は、事業費の確定により対象となる国及び県の補助金の増減額に伴うものですが、一点だけご説明いたします。

20ページをご覧ください。元気な中山間農業応援事業費補助金684万9,000円の減額は、当初予定されていた県事業の廃止によるものです。

続きまして、22ページをご覧ください。

16款2項4目1節生産物売払収入1,210万5,000円の増額は、川袋地内の森林整備センター分収造林の伐採による売払収入です。

続きまして、42ページをご覧ください。

歳出です。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の機構集積協力金交付事業費補助金1,478万6,000円の増額は、象潟前川地区ほ場整備によって団地面積を増加させる集約化に取り組む地域に交付される集約化奨励金3,600万円の追加及び農地中間管理機構に農地を貸し付け、自身はリタイヤする農業者に交付される経営転換協力金2,121万4,000円の減額によるものです。財源として歳入の県補助金に同額を計上しております。産地生産基盤パワーアップ事業費補助金1億704万6,000円は、高収益化に向けた取り組みを支援するもので、民間事業者による樋目野地内のミニライスセンター施設整備への補助金です。補助率は国50%、市5%です。財源として歳入の県補助金に9,731万5,000円を計上しております。

6目農村整備総務費18節負担金補助及び交付金のうち、畑地区基盤整備事業費に係る農地集積加速化基盤整備事業負担金170万円と長谷地2号ため池整備事業費負担金150万円は、国の補正予算に伴う繰り越し事業です。

続きまして、43ページをご覧ください。

2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金の分与金1,089万6,000円は、歳入に計上した生産物売払収入1,205万5,000円の9割相当を土地所有者、旧上浜財産区関係集落へ分与するものです。

続きまして、44ページをご覧ください。

3項2目水産振興費18節負担補助及び交付金の水産物供給基盤機能保全事業負担金2,300万円は、国の補正予算に伴う増額で、県事業の平沢、金浦、象潟、各漁港施設の機能保全増進強化事業に係る市負担10%分です。全て次年度への繰り越し事業となります。

農林水産部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係の補足説明をいたします。

補正予算書の45ページをお開き願います。

歳出です。

7款1項2目商工振興費です。18節負担金補助及び交付金、説明欄1行目、中小企業振興資金利子補給金1,434万1,000円については、にかほ市中小企業振興資金、通称マルにの融資制度を活用した事業者を対象に、借入利息の2分の1、上限1%を市で助成するものです。令和4年1月1日から12月末までの期間の実績を基に3月補正に計上させていただいております。対象件数は384件、そ

のうち令和4年中の新規借り入れは65件です。同じく1行下の中小企業振興資金保証料補助金1,483万4,000円についても、ただいま説明いたしましたマルに利子補給金同様に保証料の全額を市が助成するものです。

続いて、45ページ中ほど、3目地方創生費12節委託料、説明欄2行目、移住定住促進拠点整備事業委託料1,100万円の減額は、市内の空き家を借り入れてリフォームを施した上で、移住リエゾンなど移住施策の拠点とするためのものでございましたが、空き家を公募いたしましたものの、適した空き家を確保することができなかつたため、減額いたすものです。

続きまして、45ページの一番下、7款2項1目観光総務費12節委託料550万円は、46ページの説明欄一番上のデジタルサイネージ設置業務委託料です。これは道の駅象潟ねむの丘エリアに建設中のアウトドア拠点施設にかほ市のアウトドアアクティビティの情報発信をするためのコンテンツ製作と機器類の設置業務委託です。同じく14節工事請負費、説明欄のアウトドア拠点施設用地等造成工事8,565万7,000円は、造成工事の第2工区として新たな駐車場の舗装工事や排水路の改修工事、防火水槽の設置工事等を行うものです。また、説明欄のアウトドア拠点施設建設工事2,176万9,000円は、建物の外構植栽、標示物設置などを行うものです。

ただいまご説明いたしましたアウトドア拠点施設整備に関わる委託料及び工事請負費の合計1億1,292万6,000円は、繰越明許の上、令和5年度の執行となります。財源として国の補正予算による地方創生拠点整備交付金5,646万3,000円を歳入の商工費国庫補助金に計上いたしております。補助割合は2分の1です。

なお、当該補助金の補助残額については、ほぼ全額地方債で賄う計画ですが、国の補正予算対象事業とあわせて活用できる補正予算債を充当できることとなっております。これは国の補正予算に伴う地方負担額に係る対象事業債として、充当率が100%になるため、一般財源における負担を軽減できる仕組みのものであります。このことから、今回最も有利な財源を確保するため、令和4年度の補正予算計上とさせていただいたものです。

そのほかの商工観光部関係の歳出補正の多くは、事業や管理業務実績の確定に伴う減額補正が主なものでございます。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 建設部関係の補足説明をいたします。

補正予算書16ページをご覧ください。

歳入です。

13款1項7目6節道路占用料96万円の増は、実績見込みによるものです。

次に、18ページへお進みください。

14款2項5目1節道路橋梁費補助金2,335万6,000円の減、同じく2節住宅費補助金9万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス補助金の交付決定額の確定によるものです。

次に、20ページへお進みください。

15款2項6目1節土木費補助費6万6,000円の増は、電源立地地域対策交付金の交付決定額の確定によるものです。

続いて歳出です。

47ページをご覧ください。

8款2項2目道路橋梁維持費1節報酬51万円の減及び3節職員手当等10万2,000円の減は、会計年度任用職員の勤務実績によるものです。

次に、3目道路橋梁費新設改良費12節委託料852万9,000円、14節工事請負費1,346万4,000円、21節補償補填及び賠償金225万5,000円の減は、請負差額等による実績見込みによるものです。

次に、48ページへお進みください。

8款4項1目都市計画総務費12節委託料26万円の減は、請負差額によるものです。

同じく27節繰出金105万6,000円の減は、公共下水道事業特別会計の補正に伴うものです。

次に、8款5項1目住宅管理費12節委託料16万5,000円の減は、請負差額によるものです。

建設部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防に関する補足説明をいたします。

補正予算書の49ページをお願いします。

9款消費費1項2目非常備消防費1節報酬を初め各節の減額は、消防団員の減少が主な要因と、コロナ禍における研修、会議の中止に伴う減額となっております。

他の費目につきましては、事業実績に伴う減額が主なものとなっております。

消防に関する補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関連の補足説明を申し上げます。

歳入について、16ページです。

13款1項9目教育使用料1節社会教育施設使用料のうち、フェライト子ども科学館入館料460万円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防接種会場の駐車場として使用するため休館としたことなどによるものです。

次に、20ページです。

15款2項8目教育費県補助金1節小中学校費補助費60万円の増額は、スクールバスの車内置き去り防止のため安全装置を設置することに対し、県からバス1台当たり10万円が補助されるものです。所有するスクールバス6台分の補助金となります。

次に、22ページです。

16款2項2目1節物品売払収入54万7,000円は、旧上浜小学校のグランドピアノ2台を公売により売却したものです。

次に、23ページです。

20款4項5目1節学校給食費納付金500万円の減額は、市内小・中学校7校における給食実施日数の減少によるものです。主な理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学級閉鎖、学年閉鎖などを行ったことによるものです。

続いて歳出です。

50ページです。

10款1項3目教育助成費17節備品購入費128万9,000円の増額は、スクールバス6台に車内置き去り防止の安全装置を設置するものです。歳入の教育費県補助金で説明した事業になります。これは国の二次補正によるもので、繰越明許により令和5年度に実施されることとなります。実施時期は夏休み期間を予定しております。

10款1項3目教育助成費18節負担金補助及び交付金のうち、各種大会児童・生徒派遣費補助費318万円の減額は、小・中学生の各種事業大会の縮小や中止などにより派遣回数が増減したことによるものです。

次に、52ページです。

10款4項5目図書館費14節工事請負費118万1,000円の減額は、図書館こびあ大規模改修工事のJR施工線路側外壁改修工事費の確定による請負差額であります。

次に、53ページです。

10款4項9目白瀬南極探検隊記念館管理費7節報償費100万円の減額は、冒険家阿部雅龍氏の南極探検が航空会社の都合により中止になったことによるものです。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第24号及び第25号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 議案第24号について補足説明いたします。

歳入についてです。

補正予算書の6ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金3,530万2,000円の増額は、一般会計の補正予算で説明しましたとおり、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業などの繰入金となります。同じく2項1目1節財政調整基金繰入金4,341万6,000円の減額は、歳入歳出の調整により減額するものです。なお、減額後の基金残高は1億9,185万8,000円となります。

歳出については、実績見込みによる増減額を計上しております。

続きまして、議案第25号について補足説明をいたします。

初めに歳入です。6ページをお開きください。

1款1項1目国民健康保険診療報酬収入は、発熱外来等の実施に伴い患者数が増加し180万円を増額、1款1項3目後期高齢者診療報酬収入は、患者数の減少に伴い48万円の減額補正をしています。

1款2項2目予防接種収入では、新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチンの集団接種、乳幼児の定期予防接種、HPVワクチンの接種者の増加により280万円を増額補正するものです。

4款1項1目総務費県補助金は、秋田県新型コロナウイルスワクチンの個別接種促進支援金として30万円、秋田県診療検査医療機関年末年始診療体制確保協力金として15万円となっております。

6款1項1目他会計繰入金879万円の減額は、歳入が伸びたことでの調整及び会計年度任用職員等の人件費が減額になったことによるものです。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 節報酬、3 節職員手当、8 節は、会計年度任用職員の退職に伴う減額です。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費19万9,000円は、今年度購入予定である内視鏡システムの保守委託が今年度不要になったため減額するものです。2 款 1 項 2 目医療用消耗機材費30万円、2 款 1 項 3 目医療用医薬品40万円の増額は、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症、子宮頸がんワクチンなどに対する資材購入に係る増額補正となります。

9 ページです。

4 款 2 項 1 目財政調整基金254万5,000円を積み立てるものです。これにより、令和5年3月末の財政調整基金残高は2,213万2,000円となります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第26号から第28号までの3件について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第26号令和4年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

予算書の4ページをご覧ください。

繰越明許費の設定になります。処理施設機器修繕工事及び公共下水道工事の3件の工事について、年度内に完成が見込めないため、次年度に繰り越しを行うものであります。

次に、8ページをご覧ください。歳入です。

1 款 1 項 2 目笹森クリーンセンター費負担金43万2,000円の増は、水道会計から電気料などの事務所維持経費相当分を負担してもらった実績見込みによるものです。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金105万6,000円の減は、歳入歳出調整のための一般会計からの繰入金を調整するものです。

次に、7 款 1 項 1 目 1 節下水道事業債1,583万円の減は、事業費の実績見込みにより減額するものです。

次に、歳出です。9ページへお進みください。

1 款 1 項 1 目12節委託料320万9,000円の増は、下水道料金収納事務委託料について実績見込み分を計上しております。次に2目管渠管理費10節需用費250万円の減は、修繕料の実績見込みによるものです。次に3目笹森クリーンセンター費10節需用費60万円の増は、電気料高騰による光熱水費の増となります。同じく13節使用料及び賃借料100万円の減及び14節工事請負費168万8,000円の減は、請負差額等の実績によるものです。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道事業費12節委託料の1,187万5,000円の減及び14節工事請負費300万円の減は、請負差額等によるものです。

続きまして、議案第27号令和4年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

最初に、4ページをご覧ください。繰越明許費の設定になります。

管渠等整備工事の4件の工事については、遊佐象潟道路事業にあわせて施工し、年度内に完成が見込めないため、次年度に繰り越しを行うものであります。

次に、歳入です。7ページをご覧ください。

5款1項1目1節一般会計繰入金1,209万8,000円の増は、歳入歳出の予算調整によるものです。

次に、7款2項1目1節雑入、支障物件等補償費2,375万3,000円の減は、遊佐象潟道路における農業集落排水施設の移設について、進捗状況により次年度に一部変更となったことから減額するものです。

次に、歳出です。8ページへお進みください。

1款1項1目一般管理費12節委託料33万5,000円の増は、料金収納事務委託実績見込みによるものです。同じく14節工事請負費1,125万6,000円の減は、遊佐象潟道路に係る支障物件移設工事の実績見込みによるものです。同じく26節公課費48万7,000円の減は、納付消費税の確定によるものです。

次に、2款1項2目公債費22節償還金利子及び割引料14万8,000円の減は、地方債利子償還金の確定によるものです。

続きまして、議案第28号令和4年度にかほ市水道事業会計補正予算（第4号）について補足説明いたします。

2ページをご覧ください。

収益的支出1款1項5目総係費34節負担金43万2,000円の増は、電気料などの高騰により事務所として使用している笹森クリーンセンター維持管理費の負担金不足分を補正するものです。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第29号の歳入歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは議案第29号について補足いたします。

初めに、歳入については、配付しております令和5年度予算編成の概要を基に私から歳入全般について説明をいたします。歳出については、その後、主要事業の概要（別表）によって、担当部長それぞれが新規事業といった主な事業について補足をいたします。

それでは歳入になります。

ご覧いただく資料は、予算編成の概要の5ページになります。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午後2時44分 休 憩

午後2時44分 再 開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） それでは、歳入になります。

ご覧いただく資料は、予算編成の概要の5ページになります。

最初に市税であります。令和4年度決算見込みと同程度の1.7%増、27億5,358万5,000円を計上しております。下段の表のように、個人住民税は0.9%の微増、9億8,000万8,000円を、法人市民税

については38.6%増の1億2,673万1,000円を計上しております。固定資産税は0.1%減の14億317万円と積算しております。

上の表に戻りまして、使用料・手数料については、2.1%減の1億4,834万8,000円の計上としており、一つ飛んで、繰入金18億5,394万4,000円、40.3%の増額は、財政調整基金から5億6,500万円、みらい創造基金から6億8,751万9,000円、地域振興基金から3,038万8,000円のほか、観光振興基金、山崎科学教育振興基金などからそれぞれ繰り入れるものであります。また、既存の社会教育施設整備基金4億17万5,000円を先ほど提案させていただいております公共施設等総合管理基金へ、その全額を積み立てるための繰り入れがございます。令和5年度当初予算充当後の財政調整基金の残高は26億7,404万4,000円となっております。

次に、諸収入等は13億9,371万9,000円で、6.6%、9,848万5,000円の減額となったのは、一般寄附金ふるさと納税を令和4年度決算見込み額の9億円と見込んでおりまして、前年度比で1億円の減としたものでございます。

ここまですが自主財源であります、合わせて62億838万9,000円の8.3%増で、予算総額に対し38.8%を占めております。

次に、依存財源となりますが、地方譲与税は0.5%減の2億600万円で、その下、交付金7億702万5,000円は、法人事業税交付金、地方消費税交付金の増額などにより5.7%、3,837万5,000円の増となっております。

地方交付税は国の地方財政計画や令和4年度の交付額などを考慮し、普通交付税については令和4年度当初予算と同額の50億円、特別交付税は2億2,500万円、合わせて52億2,500万円としております。

次に、国庫支出金は5.3%減の25億3,860万6,000円としております。減額となったのは、新型コロナウイルス感染症に関する国庫支出金等の皆減となったことが要因であります。

計上しております主な補助金としましては、DX関連のデジタル基盤改革支援補助金119万7,000円、デジタル田園都市国家構想交付金6,187万円や、そのほか出産・子育て応援交付金534万6,000円、埋蔵文化財緊急調査費補助金75万円などの国庫支出金を計上しております。

また、県補助金では、マイナンバーカード交付事務費補助金2,309万1,000円、結婚新生活支援事業費補助金300万円、秋田県水と緑の森づくり税事業補助金2,617万8,000円などを計上しております。

最後に市債であります、6.7%増の11億498万円については、予算書の9ページから10ページにかけての第3表地方債の表に全33件の事業の名称、それぞれの限度額の一覧を示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

そのうち臨時財政対策債は60.2%減の6,098万円とし、過疎対策事業債は旧上浜小学校利活用事業や橋梁保守・点検長寿命化計画策定事業など、合わせて3億1,760万円で、合併特例債は象潟大竹線道路整備事業、天ヶ町・堺田2号線歩道整備事業など、合わせて2億4,450万円を予定しております。

続いて、歳出になりますが、資料のほうは主要事業の概要（別表）によりまして、企画調整部に関します新規事業などの主な事業について補足をいたします。

資料は5ページになります。5ページをお願いいたします。

子育てしやすいまちの若い世代の希望実現、整理番号では84番の結婚新生活支援事業600万円は、新婚世帯のスタートアップに係るコストへ一部助成することで、経済面における負担軽減を図ることと婚姻数の増加につなげようとするものでございます。

続いて16ページをお願いいたします。

市民と行政が協働でつながるまちの活力あるコミュニティづくりでは、継続して実施する事業の283番、水循環都市モデル構築事業340万円は、令和3年度にまとめ上げた水循環基本計画に基づく広報戦略、イベント開催等により、地域の活性化につながるよう、本市の水資源に関する活動を進めるものであります。また、285番、若者100人会議事業は、令和3年度・令和4年度と四つの部会に分かれて実践につながる企画提案がなされるなど、多くの若者による定期的な話し合いが進められております。504万6,000円は、部会自らが実践するための補助金や引き続き実施する部会活動としての会議等、出席報償費などであります。

地域内外との交流・連携の290番、地域の魅力発信事業545万円は、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた手法による市内外への魅力発信により、観光や産業振興、子育て支援、地域文化の継承といった多方面への波及効果を高めていく業務に関する委託料を含む関連経費であります。

続いて17ページ、効率的な行財政運営の301番、釜ヶ台小中学校解体事業240万円は、老朽化が著しく危険な状態にある校舎の解体を進めるための設計費を計上しております。令和5年度において補正計上し、年度内の解体工事を計画しております。

304番、旧上浜小学校利活用事業1億1,510万円は、インキュベーション施設として動き出している1階フロアのレンタルスペースに空きがない状況のため、当該事業の発展的な継続事業として、2階・3階の各フロアをオフィススペースに改修するハード事業とともにプログラム開発や機器類の導入などのソフト事業を併せて行うものであります。本事業では、デジタル田園都市国家構想交付金4,989万5,000円の国庫補助金を見込んでおります。

最後に306番、ふるさと納税特産品返礼事業5億4,444万9,000円は、ふるさと納税による寄附金を得るため、引き続き取り組んでいく事業ということであります。

企画調整部関連の補足説明は以上であります。

●議長（宮崎信一君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第29号中、総務部関係の主な事業につきまして、引き続き別表の主要事業の概要で説明を申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思っております。

整理番号の4番でございますが、防災課所管の防災行政無線強靱化事業でございます。9款1項5目災害対策費に総事業費3億9,100万円を計上しております。この事業は、令和4年度からの4か年計画で老朽化した設備を更新しようとするもので、令和5年度におきましては、仁賀保・金浦両地域の71か所を想定し、同報系無線屋外放送設備の更新を予定しております。財源につきましては、消防債を充てることとし、充当率100%の緊急防災減災事業債を予定しております。

次に3ページです。

53番でございます。総務課所管のバス路線代替運行委託事業といたしまして、2款1項11目交流

促進事業費に5,309万4,000円を計上するもので、前年度当初比で約440万円の増となっております。コミュニティバス運行事業が主な内容でございますが、燃料費の高騰によるものが増額の主な要因でございます。

次に16ページをご覧ください。

296番、総務課所管のDX推進事業でございますが、2款1項12目情報管理費に1,470万円を計上しております。このうちの主な取り組みの一つが、窓口での手数料等の収納業務におけるキャッシュレス決済の導入でございます。これは3庁舎の窓口に専用の端末を設置し、各種証明書等の交付に係る手数料について、電子マネーやカードでの支払いを可能にするもので、市民サービスの向上と職員の負担軽減を図ろうとするものでございます。財源については、歳入の国庫支出金に事業費の2分の1相当のデジタル田園都市国家構想交付金を計上しております。

このほか、このDX推進事業におきましては、国の地域活性化起業人の制度を活用して、民間企業からDXに詳しい社員の方を派遣いただく予定で、その専門知識やスキルによってDX推進による行政サービスの向上や地域課題の解決に向けた企画立案等に取り組んでいただくこととしております。

同じく16ページ、その下の297番、こちらも総務課所管のマイナンバー関連事業費、2款1項12目情報管理費に2,619万2,000円を計上しております。主な事業といたしましては、引き続きマイナンバーカードの普及を図るため、出張申請業務を外部委託する予定で、財源といたしまして10分の10の県補助金を見込んでおります。

総務部関係は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、市民福祉部関係の主な内容につきまして補足説明申し上げます。

主要事業概要1ページをご覧ください。

基本方針1、快適に暮らせるまちです。

2、安心・安全なまちづくりの10番となります。防犯街灯等設置整備事業5,050万円です。主な内容は、防犯街灯の電気料や修繕料及び工事請負費であります。自治会から要望を受けた新たな防犯街灯の設置工事のほか、PTAなどから暗いご指摘を受けた通学区間などを、既存の水銀灯からLED照明灯に更新し、照度を上げて明るくすることにより、地域の安全性を高めるものです。

3、人にやさしいまちづくり、16番です。重層的支援体制整備事業は、市民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するための移行準備費用として、新たに3款1項1目社会福祉総務費に研修会講師謝礼等の報償費及び負担金として合計221万7,000円を計上しております。歳入には国庫補助金、補助率4分の3を計上をしております。

2ページをご覧ください。

25番、自立支援給付事業では、障害福祉サービス費補装具給付等について、サービス利用者の増加や重度化による利用頻度の増加に伴い、3款1項3目障害者福祉費19節扶助費に5億8,375万2,000円を計上しております。歳入に国庫負担金2分の1と県負担金4分の1も計上しております。

心と体の健康づくりです。

37番、地域医療再来受付システム補助事業です。二次医療圏の中核病院であります由利組合総合病院の受診の流れや受付システムが令和5年4月24日から変更されることに伴い、現在、スマイル、金浦・象潟保健センターに設置している再来受付機は10月末までの使用となります。その設置、運営費用として84万7,000円を計上しています。今後は予約制での院内の滞在時間の短縮やデジタル診察券の導入、かかりつけ医との連携を図り、より一層利用者の利便性を高めた体制を構築するとのお話を伺っております。

3ページをご覧ください。

44番、がん検診事業では、早期発見・早期治療の手段であるがん検診の委託料のほか、令和4年度から受診率向上と待ち時間の短縮、感染機会の回避等利便性を図るため、胃がん、子宮がん、乳がん検診のウェブ予約等を導入しており、その業務委託を含め2,384万7,000円を計上しております。

環境にやさしいまちづくりでは、50番、空き家解体補助事業、市民の安心・安全の確保のため、危険な空き家の解体についてその費用の一部を引き続き補助するとして100万円を計上しております。

5ページをご覧ください。

基本方針2、子育てしやすいまちの子育て環境の充実では、93番、一時預かり事業利用補助事業です。これまで保育園等への入園児につきましては、0歳から所得制限なく保育料を完全無償化しておりますが、未就園児が利用する一時保育につきましては利用者負担がありました。そこで令和5年度から利用料金全額を補助することとするもので、40万円を計上しております。

100番、出産・子育て応援事業交付金事業802万1,000円は、妊娠中に妊婦1人当たり5万円、出生後に子ども1人当たり5万円を支給するもので、妊娠・出産それぞれ80人を見込んでおります。

6ページをご覧ください。

110番、乳幼児健診等事業では、出生から就学までの期間に月齢に合わせた乳幼児健診に加え、新たに感染症拡大等により集団での乳児健診を受けることができなかった乳児の個別健診費の助成を拡充し、合わせて348万6,000円を計上しております。

113番、任意予防接種事業では、市の任意予防接種として既にも実施しているおたふくかぜ、インフルエンザに加え、新たに男性のHPVワクチン接種を追加し、841万7,000円を計上しております。なお、令和4年度任意予防接種として実施した女性のHPV9価ワクチン接種につきましては、令和5年度からは定期予防接種として実施します。

8ページをご覧ください。

基本方針3、高齢者が元気なまち、1、高齢者の生活支援では150番、敬老事業として会場での飲食を控えた敬老式及び金婚式の委託料、自動車借上料を含めた620万円を計上しております。

2、介護サービスの充実では、159番、一般介護予防事業のうち、集落サロン事業委託料については、地域での通いの場の充実を目的に月2回以上開催する地区の委託料を増額するなどの拡充を図っております。また、介護保険単独保険者化に向け令和5年度から令和6年度にかけ、現在運用しております広域の介護保険システムを両市に分離させるシステム構築が必要となることから、令

和5年度には必要機器も含め2,730万円を予算計上しております。

17ページをご覧ください。

基本方針7の区分3、行政運営では、309番、個人番号カード交付事業につきまして、企業、自治会、学校、商業施設などへ出張申請を行うなど取得促進に取り組んでおり、その結果、11月から1月までの申請率が54%から66%と12%増加してきています。1月末現在の交付率が57.6%と、まだ半数近くの方が交付を受けておらず、また、申請率が上がるにつれ、交付窓口の混雑化が見込まれるため、体制整備を図るための会計年度職員2名分の予算のほか、出張申請に係る郵便料や機器の保守料を計上しております。

市民福祉部に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、農林水産部関係の主なものについて補足説明をいたします。

主要事業の概要の12ページをご覧ください。

1、稼ぐ農林業の育成についてです。209番、トキと共生する里地づくり事業47万7,000円は、昨年8月、環境省から放鳥は行わないものの飛来したトキが生息できる環境整備を進める地域、いわゆるトキとの共生を目指す里地に選定されたことに伴う事業費です。来年度、石川県で開催されるトキと共生する里地づくりネットワーク協議会への職員旅費、県立大学へ委託する調査費などが主な内容です。

213番、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業261万5,000円は、令和7年3月までに策定する地域計画について、将来の農業の在り方や農地の担い手、集積の方針等の地域の話し合いをまとめるコーディネーター委託料204万円が主な内容です。歳入に県補助金260万円を計上しています。

214番、グリーンな栽培体系への転換サポート事業816万円は、昨年5月に締結した環境保全型スマート農業の連携五者協定による実証実験を拡大するもので、ICTによる水管理機器やアイガモロボなど、スマート農業機械の購入のほか、アイガモロボを活用したほ場で取れたお米を市内小・中学校の給食で提供するものです。歳入に県補助金360万円を計上しています。

215番、夢ある園芸産地創造事業2,477万9,000円は、これまでの農業夢プラン応援事業が園芸と畜産に分けられ、園芸に関する事業です。担い手の規模拡大多角化や新規就農者へ施設・機械導入費用を支援する県事業へ市がかさ上げするものです。歳入に県補助金1,960万8,000円を計上しています。

221番、環境保全型農業直接支払交付金事業108万円は、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取り組みと合わせて行う営農活動を支援する交付金です。交付率は国50%、県25%、市25%です。歳入に県補助金として80万円を計上しています。

13ページをご覧ください。

223番、畑地区基盤整備事業130万円は、畑地区基盤整備事業への負担金です。平成28年度から始まった本事業は、来年度の補完工事をもって完了となります。

224番、象潟前川地区ほ場整備事業1,909万円は、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業の負担金

等です。来年度早々に事業採択となる見込みであり、県営事業として令和5年度は実施設計を行い、令和6年度から工事に着手し、令和11年度での完成を予定しています。

225番、長谷地2号地区ため池等整備事業150万円は、長谷地2号ため池整備事業の負担金です。今年度から工事に着手しており、令和7年度に完成の予定です。

226番、多面的機能支払交付金事業1億842万6,000円は、地域共同で行う農地、水路、農道等の維持向上を図る活動を支援するもので、来年度は1組織、両前寺を追加し、33の組織に交付いたします。交付率は国50%、県25%、市25%です。歳入に県補助金として8,070万円を計上しています。

227番、中山間地域等直接支払交付金事業1億5,379万8,000円は、中山間地域における農業不利条件を補正することによって将来に向けて農業生産を維持するための活動を支援するもので、こちらも来年度は1協定、両前寺を追加し、24協定に交付いたします。交付率は国50%、県25%、市25%です。歳入に県補助金として1億1,473万円を計上しています。

237番、森林経営管理制度事業2,580万1,000円の内訳は、地域林政アドバイザー報償費217万2,000円、航空レーザー計測森林資源解析、経営管理意向調査などに2,332万9,000円、林業従事者支援事業補助金30万円です。財源は、全て森林環境譲与税、基金繰入金です。歳入に歳出と同額を計上しています。

238番、林道施設等整備事業1,230万円は、林道太郎ヶ台線橋梁の補修設計等460万円、県営林道事業長落線の市6分の1の負担金770万円です。歳入に県補助金143万円を計上しています。

240番、秋田県水と緑の森づくり税事業2,491万7,000円の内訳は、有害鳥獣対策としての緩衝帯整備委託料80万4,000円、主に海岸部の松くい虫被害による被害木の調査及び伐倒処理の委託料に2,411万3,000円です。歳入の県補助金に、事務費分を含め2,617万8,000円を計上しています。

続きまして、2、資源を活用した水産業の振興についてです。

14ページをご覧ください。

247番、水産業活性化支援事業228万円は、水産業の活性化に関する新たな取り組みに対して支援するものです。販路拡大、視察研修等に加え、来年度は新たに漁業体験、魅力発信事業についても支援を拡充するものです。

252番、漁港浚渫事業1,680万円は、小砂川漁港に堆積する砂を浚渫し、運搬する事業ですが、来年度は砂が堆積しづらい施設の構造などをシミュレートする委託事業等を追加しております。

農林水産部関係の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 商工観光部関係の補足説明をいたします。

主要事業の概要（別表）3ページをお開き願います。

一番下の部分です。7、快適な生活環境づくり、64番、公園施設整備事業4,920万円についてです。スケートボード施設整備事業分が主なものです。令和4年度に竹嶋潟スケートパークを新たに整備し、今年4月にオープンいたしますが、ふるさと納税で募ったクラウドファンディングを活用し、敷地面積の拡張やセクションの追加、休憩スペースの設置などを計画しております。また、4ページの67番、68番は、本スケートパークの運営管理に関する費用や人件費についてでございます。

9ページをお開き願います。

2、にかほの魅力発信、165番、移住・定住促進事業1,764万9,000円についてです。首都圏に向向いての移住相談会の実施、本市に移住希望者を招いての移住体験ツアーなどを行う、にかほ市移住Uターン推進協議会の運営費300万円や定住奨励金642万5,000円、そのほか移住ポータルサイト「にかほ一む」や各種ウェブ広告などの情報発信などが主な内容であります。

続いて11ページ、スポーツ振興、194番、運動・スポーツ習慣化促進事業252万3,000円については、サッカーJ2ブラウブリッツ秋田との健幸プロジェクト連携事業やインターバル速歩を初めとした各種運動教室の開催費用が主なものでございます。

続いて14ページ、3、魅力ある商業・サービス業づくり、256番、経営発達支援事業230万3,000円については、小規模事業者の様々な経営課題に対して伴走型支援を図るため、商工会が行っている経営発達支援事業に必要なICT専門員に対する助成80万円などが主なものです。

続いて同じく14ページ、4、魅力ある企業づくり、259番、企業競争力強化支援事業297万4,000円です。販路拡大や新分野進出を図ろうとする市内企業を対象に、県外の産業集積地とのビジネスマッチングや展示商談会への参加を後押しする中小企業マッチング支援事業134万4,000円などが主なものです。

続いて同じく商工振興の263番、ワーケーション推進事業2,180万4,000円です。多様な働き方やライフスタイル、首都圏からの地方への人の流れなどのトレンドを生かして、本市でのワーケーションを促進することにより、本市へのサテライトオフィスの進出や企業立地、人材の誘致、移住につなげようとするものです。そのうち令和3年度から3年間、ワーケーションフィールド構築事業に取り組んでおり、7款1項2目委託料の中に1,635万円を計上いたしております。本市でのワーケーションを推進するための、主にソフト事業の取り組みを計画いたしております。財源は国のデジタル田園都市国家構想交付金で、補助割合2分の1に当たる817万5,000円を歳入の商工費国庫補助金に計上いたしております。そのほか改修した象潟新産業支援センター「しまのま」を本市ワーケーションの拠点として活用するための管理業務や光熱水費なども予算計上いたしております。

続いて15ページ、5、自然と文化を融合した観光振興、271番、アウトドア拠点づくり事業1,504万円です。これにはアウトドア拠点施設の重機や備品費のほか、拠点施設のインターネット回線や防犯カメラ設置費なども含まれております。また、アウトドアアカデミー開催費用やeバイクライドツアー開催費用など、アウトドアアクティビティのソフト事業に係る経費も計上いたしております。

最後に275番、ジオパーク推進事業1,194万9,000円についてです。そのうち990万円が令和8年の世界ジオパーク認定に向け中心となって役割を果たす鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会の負担金です。そのほか、市ではジオパーク周知用看板の設置やジオガイド養成講座、ジオサイトスノートレッキングなどを行ってまいります。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、建設部に関することは建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 続きまして、建設部関係についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

6番、交通ネットワークの整備からになります。道路管理事業2,800万円は、道路台帳の補正業務委託となります。市道舗装事業としまして、金浦5号線1,800万円と小滝本線1,500万円を計上しております。

象潟前川線詳細設計業務委託4,000万円は、ほ場整備事業にあわせて施工する道路改良工事の詳細設計業務となります。

天ヶ町・堺田2号線歩道整備工事1億円は、すずらん通りの道路南側の路肩敷地に歩道を新設する工事になります。

象潟大竹線道路改良工事2億8,000万円は、今年度に引き続き新設道路の路盤造成工事を行うものです。

橋梁点検業務3,150万円は、橋梁22か所の点検を行うものでございます。

橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、橋梁補修工事7,900万円は、計画策定業務に1,000万円、橋梁補修工事4か所で6,900万円としております。

都市計画事業では、今年度に引き続き、都市計画用途地域変更業務委託料340万円を計上しております。

4ページへお進みください。

71番の住宅リフォーム推進事業は、個人の住宅のリフォーム工事助成といたしまして1,000万円を計上しております。

そして、別表には記載しておりませんが、除雪費では除雪シーズン前に除雪車両を確保する必要があるため、自動車借上料といたしまして3,443万8,000円を計上しております。また、老朽化した除雪車両の更新のため、凍結防止剤散布車と小型ロータリー除雪車の各1台ずつの購入のため、備品購入費に5,500万円も計上しております。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（阿部光弥君） 消防に関する補足説明をいたします。

4ページをお願いします。記載されている事業は1件でございます。

快適に暮らせるまち、快適な生活環境づくりの72番、高機能消防指令センター更新事業1億612万8,000円であります。3か年計画の最終年度の第3期業務であります。内容としましては、指令装置、指令台2台の更新を中心に、非常用指令設備、制御装置、無停電電源装置など関連設備の整備と施工管理業務であります。

消防に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） 教育委員会関連の補足説明を申し上げます。

7ページです。

基本方針2、子育てしやすいまち、学校教育128番、不登校児童生徒支援事業1,561万1,000円は、令和5年度4月にスマイルに開設する教育支援センター「ぱすてる」の委託料及び教育研究所の不

登校児童・生徒の指導教員1名の報酬であります。教育支援センター「ばすてる」の委託料は、人件費3名と運営費等になります。

同じく学校教育132番、部活動支援員配置事業84万5,000円は、中学校に配置する部活動指導員3名分の報酬であります。歳入は国3分の1、県3分の1の補助率となっており、56万2,000円となっております。

同じく7ページです。施設整備135番、小学校施設整備事業1,220万円は、平沢小学校の防犯カメラ更新工事、防火シャッター修繕工事、玄関等笠木修繕工事、院内小学校のプール防水シート修繕工事などを行うものであります。

同じく施設整備137番、中学校施設整備事業810万円は、仁賀保中学校のグラウンド脇トイレ解体工事、金浦中学校のトイレ洋式化工事、象潟中学校の理科室洗い場シンク取り替え工事などを行うものであります。

次に10ページです。

基本方針5、人と文化が豊かなまち、施設整備180番と181番は、フェライト子ども科学館の施設整備事業であります。経年劣化により屋根防水改修工事が必要なため、その工事実施設計委託料75万円と管内展示物のオーバーホールを主体にしたリニューアル事業5,500万円であります。財源は山崎科学教育振興基金から同額5,575万円を繰り入れるものであります。

同じく施設整備182番、図書館大規模改修事業3,706万円は、図書館「こびあ」にエレベーターを設置するものであります。

同じく施設整備183番、オーロラドーム映像リニューアル事業720万円は、白瀬南極探検隊記念館のオーロラドームで上映する映像を新たに製作するものです。国立極地研究所などからの素材提供を得て行う予定であります。

同じく施設整備184番、仁賀保勤労青少年ホーム改修事業500万円は、消防設備更新工事、直流電源装置バッテリー更新事業を行うものであります。

次に11ページです。

文化財保護198番、行ヒ森遺跡発掘調査事業2,921万1,000円は、若者支援住宅造成事業予定地の一区域について、遺跡の発掘調査を行う委託料であります。発掘調査に係る人件費や必要な設備を設置、稼働するための費用を含むものであります。

同じく文化財保護200番、埋蔵文化財分布調査事業174万円は、象潟前川地区景観保全型ほ場整備事業に伴い、埋蔵文化財の分布調査を行う委託料などであります。

補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 所用のため、暫時休憩いたします。再開を3時45分といたします。

午後3時33分 休憩

午後3時44分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第30号から第32号までの3件について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第30号につきまして補足説明いたします。

予算書の177ページをご覧ください。

歳入についてです。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は4億2,907万1,000円で、令和4年度実績により計上しております。

178ページになります。

4款1項1目保険給付費交付金、保険給付に係る1節普通交付金20億6,812万円、2節特別交付金6,456万1,000円は、実績見込みにより計上しております。

179ページになります。

6款1項1目一般会計繰入金2億761万1,000円は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業などの繰入分を計上しております。

6款2項1目財政調整基金繰入金8,609万1,000円は、歳入歳出の差額を調整するものです。

次に、歳出についてです。182ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費12節委託料1,231万円には、国保被保険者の生活習慣病対策を初めとし、健康増進、疾病予防等の保健事業を実施する計画策定に係る委託料などを計上しております。計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間の計画になります。

186ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金は県への納付金であり、1項医療給付費分が4億9,742万9,000円、2項後期高齢者支援金分が1億8,032万8,000円、3項介護納付金分が5,002万8,000円です。これはそれぞれ県から示された額となっております。合計7億2,778万5,000円で、前年度比0.5%、301万8,000円の減となっております。

続きまして、議案第31号について補足説明いたします。

初めに歳入についてです。予算書は196ページをご覧ください。

1款の診療収入は、令和4年度実績見込みを基に4,256万1,000円を計上し、前年度より186万9,000円の増額となっております。

1款2項その他の診療収入です。予防接種に関しては、定期予防接種を新規に受ける乳幼児の数やHPVワクチンの接種勧奨による増加を見込み、207万3,000円を計上しております。

197ページです。

5款1項1目一般会計繰入金2,303万5,000円の内訳は、施設整備に係る償還金及び利子に対する繰入金303万5,000円、財政基盤安定化支援繰入金2,000万円となっております。2目国民健康保険特別会計事業勘定繰入金110万円は、令和5年度に導入予定の心電図検査装置、ホルター心電図解析システムに対して3分の1の補助が特別調整交付金として国民健康保険事業特別会計事業勘定を通じて繰り入れされるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。201ページをご覧ください。

2款1項1目17節備品購入費は、先ほど説明しましたように、心電図検査装置、ホルター心電図解析装置、富士画像診断ワークステーション、グルコース分析装置の購入に549万円を計上しております。

202ページです。

2款1項2目10節消耗品費は、医薬用材料費で、物価高騰の影響により材料費が上がっていること、難病患者の在宅診療に係る医療備品購入が増加していることにより、令和4年度より92万4,000円増額し、244万2,000円を計上しております。

2款1項3目10節医薬材料費は、9価のHPVワクチンが来年度より定期接種になり、キャッチアップ接種や接種勧奨などにより増加が見込まれること、新型コロナウイルス感染については今後も感染はしばらく続くと思われることから、146万5,000円増額の512万2,000円を計上しています。

歳入歳出の予算調整を198ページ、歳入の5款2項1目財政調整基金繰入金1,449万2,000円とし、計上するものです。

続きまして、議案第32号については、補足説明はございません。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第33号から第35号までの3件について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 議案第33号令和5年度にかほ市公共下水道特別会計予算について補足説明いたします。

初めに歳入です。229ページをご覧ください。

2款1項1目下水道使用料は2億2,033万3,000円で前年度比104万8,000円の減としております。

次に、3款1項1目国庫補助金については4,560万円とし、前年比2,510万円の減となっております。

230ページへお進みください。

4款1項1目一般会計繰入金は6億2,988万5,000円です。

次に、5款1項1目繰越金は500万円としております。

231ページへお進みください。

7款1項1目下水道事業債は、公共下水道事業債資本費平準化債特別措置分及び公共企業会計適用債を合わせて4億7,690万円を計上しております。

次に歳出です。231ページへお進みください。

1款1項1目一般管理費12節委託料1,387万円は、下水道料金収納事務委託料と下水道台帳管理委託料としております。

233ページへお進みください。

最上段の23節投資及び出資金81万円は、秋田県及び県内全市町村が出資する下水道業務広域補完施設への出資金となります。

次に、1款1項2目管渠管理費10節需用費3,002万3,000円は、中継ポンプ場、マンホールポンプ場の電気料、水道料及び修繕料です。同じく12節委託料は、中継ポンプ場、マンホールポンプ場における維持管理業務のほか、電気工事保安管理業務などで5,400万円を計上しております。同じく1

4節工事請負費1,750万円は、マンホールポンプの自動通報装置やポンプの更新、中継ポンプ場の機器更新工事など、維持更新に係るものです。

次に、3目笹森クリーンセンター費10節需用費2,611万円は、笹森クリーンセンターの電気料、水道料のほか修繕等に係る費用としております。同じく12節委託料5,650万円は、施設の維持管理業務委託のほか、電気工作物保安管理、消防設備保守点検、脱水汚泥運搬、水質分析業務等に係る費用としております。同じく13節使用料及び賃借料1,230万円は、広域し尿処理施設の使用料でございます。同じく14節工事請負費1,900万円は、ばっ気装置修繕工事などを計画しております。

234ページへお進みください。

2款1項1目公共下水道事業費12節委託料6,060万円は、関地区農業集落排水施設接続詳細設計業務や令和6年度からの地方公営企業会計移行への準備業務として、下水道等地方公営企業法適用移行支援業務などを計上しております。同じく14節工事請負費1億7,404万円は、前川地区幹線管渠更生工事のほか、仁賀保地区マンホール蓋更新工事、白幡森地内下水道管渠接続工事などを行うものでございます。

235ページへお進みください。

3款1項1目元金2目利子の22節償還金利子及び割引料は、地方債元金償還金として7億5,948万円、地方債利子償還金として1億2,125万3,000円を計上しております。

4款1項1目予備費は400万円を計上しております。

続きまして、議案第34号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

249ページをご覧ください。

2款1項1目使用料は7,408万円で、前年より150万円の減としております。

250ページへお進みください。

5款1項1目一般会計繰入金2億2,376万8,000円としております。

次に、5款2項1目農業集落排水事業減災基金繰入金は591万7,000円として、前年とほぼ同額としております。

251ページへお進みください。

7款2項1目1節雑入の支障物等補償金871万1,000円は、遊佐象潟道路に係る農業集落排水施設の移転補償費となります。

次に、8款1項1目市債は、資本費平準化債として1億390万円を計上しております。

次に歳出です。251ページへお進みください。

1款1項1目一般管理費10節需用費3,323万6,000円は、消毒剤、積算記録用紙などの消耗品として119万円、処理場やマンホールポンプ場の水道料、電気料として2,800万円、施設の機器修繕などとして400万円を計上しております。同じく11節役務費の手数料2,600万円は、汚泥くみ取り処分料となります。同じく12節委託料1,850万円は、処理施設等管理委託料のほか下水道料金収納事務委託料となります。同じく14節工事請負費1,958万1,000円は、遊佐象潟道路に係る支障物件として、上浜地区の農業集落排水施設の移転工事関連と各処理場や管渠の修繕工事などを計画しております。

次に、2款1項1目元金2目利子の22節償還金利子及び割引料は、地方債元金償還として2億6,968万7,000円、地方債利子償還金として3,266万9,000円としております。

次に、3款1項1目予備費は300万円を計上しております。

続きまして、議案第35号令和5年度にかほ市水道事業会計予算の主なものについて補足説明いたします。

まず、増減については、令和4年度当初予算との比較として説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条業務の予定量についてです。(1)給水戸数1万854戸は、令和4年12月の実績で計上しており、前年度比43戸の増となっております。(2)年間総給水量については、前年度実績見込みを基に推計しており、前年度比2.2%、7万4,742立方メートル減の333万2,398立方メートルと想定しています。

4ページへお進みください。

収益的収入及び支出です。

収入の1款1項1目1節給水収益につきましては、需要想定を反映し、前年度比2.0%、1,062万6,000円減の5億1,055万円を見込んでおります。

同じく3目3節雑収益については、平成21年度より上水道と下水道の料金の一括納付制度の実施により、料金収納事務を受託しているものです。収益合計は前年度比2.3%、1,466万1,000円減の6億1,424万5,000円を見込んでおります。

5ページからは支出となります。

1款1項1目原水及び浄水費20節委託料は、水道施設の巡視、管理業務に係る包括的業務委託に係る経費や水質検査業務、浄水場の維持管理に係る費用のほか、水道施設耐震化更新計画策定業務委託の新年度新規事業を予定しております。

次に6ページ、2目配水及び給水費から8ページの5目総係費までは、経常的な維持管理に必要な費用となっており、主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

水道事業の費用全体といたしましては、5ページ上段に記載のとおり、前年度比1.5%、922万1,000円の増の6億1,043万5,000円となっております。

この結果、収益的収入と支出の差し引きは381万円の単年度赤字となる見込みでございます。なお、実際の収支は消費税抜きの金額となりますので、1,878万円程度の純損失となる見込みです。この主な要因は、給水収益の減少と電気料の高騰等による光熱費の大幅な上昇によるものでございます。

次に10ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入の1款1項1目1節企業債につきましては、令和5年度の借り入れは5,000万円を予定しております。

2款1目1節工事請負費1億1,377万円は、遊佐象潟道路事業関連工事の補償金となっております。次に支出です。11ページをご覧ください。

1款1項1目20節委託料につきましては、クラボネ水源更新工事に伴う水源調査業務委託などを

計上しております。同じく40節工事請負費につきましては、遊佐象潟道路に伴う移設及び架設工事や経年管更新工事、横根浄水場施設内の更新工事など、計1億6,921万円を計上しております。

次に12ページをご覧ください。

予定キャッシュフロー計算書でございますが、平成26年度から添付を義務づけられたものとなっております。ここでいうキャッシュとは、現金や短期間に換金が可能な預金等のことで、キャッシュフローはこの1会計年度の増減を表わしております。

表の右側3行目に記載のとおり、令和5年度における資金の増減額が5,022万4,000円の減を予定しております。

21ページへお進みください。令和4年度の予定損益計算書となります。

22ページ、23ページには、予定貸借対照表を載せておりますので、ご参考にご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第3号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、討論、採決を行います。

本議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、提案された方を適任者と認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後4時06分 散 会

